



## (府舎等使用調整計画)

第四条 大蔵大臣は、前条の規定によ

り、府舎等使用現況及び見込報告

書の送付を受けた場合において、

必要があると認めるときは、政令

で定めるところにより、当該報告

書に基き、府舎等の使用調整に関

する計画(以下「府舎等使用調整計

画」という。)を定め、遅滞なく、

これを関係の各省各庁の長に通知

しなければならない。

2 大蔵大臣は、府舎等使用現況及

び見込報告書の内容の変更その他

の事情により府舎等使用調整計画

を変更する必要があると認めるとき

は、そのつと、当該計画を変更

して、その変更に係る計画を関係

の各省各庁の長に通知しなければ

ならない。

3 大蔵大臣は、前二項の規定によ

り府舎等使用調整計画を定め、又

は変更しようとするときは、あら

かじめ、府舎等調整審議会にはか

り、その意見をきかなければなら

ない。

4 大蔵大臣は、前三項の規定によ

り定め、又は変更した府舎等使用

調整計画に基いて府舎等の使用調

整を行うため、関係の各省各庁の

長に対し、府舎等の所管換、所属

替、用途の変更その他必要な措置

を求めることができる。この場合

において、使用調整を行なうこと

より不用となるべき府舎等がある

ときは、大蔵大臣は、当該府舎等の

用途を廃止すべきことを、あわせて求めることができる。

(特定府舎等特殊整備計画等)

第五条 大蔵大臣は、特定府舎等に

ついて、前条に規定する使用調整を行なはか、さらにその使用の効率化及び配置の適正化を図るため、政令で定めるところにより、

次に掲げる計画をとりまとめた特

定府舎等特殊整備計画の案を定め、開議の決定を求めるものとする。

一 特定府舎等とする目的で政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を得てし、これに伴つて不用となる特定府舎等を処分する計画

二 特定府舎等で、公営住宅(公

営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)その他

の住宅又はその敷地の用に供する

ことが適當であると認められ

る場所にあるものを、主として

これらの用に供するために処分し、これに伴つて必要となる特

定府舎等とする目的で建物若し

くはその附帯施設又はこれらの

敷地を取得する計画

三 大蔵大臣は、前項の規定により

決定された特定府舎等特殊整備計

画が実情に沿わないことが明らかになつた場合その他特別の事情がある場合には、当該計画を、開議の決定を経て変更することができ

る。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定により大蔵大臣が特定府舎等特殊整備計画につき開議の決定を求めるようとする場合について準用する。

4 大蔵大臣は、特定府舎等特殊整

備計画の案を定めたときは、遅滞を行なふほか、それを建設大臣に通知しなければならない。

建設大臣は、特定府舎等特殊整備計画の案の通知を受けたとき

は、当該計画により建築し、又は建設すべき建物又はその附帯施設につき、その位置、規模及び構造

その他政令で定める事項に関する計画の案を定め、前項の特定府舎等特殊整備計画の案にあわせて開

議の決定を求めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

11 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の府舎等使用現況及び見込報告書か

ら適用する。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十七条第一項の表中旧軍港市

に係る収入は、当該計画により取

得すべき特定府舎等の取得に要す

る経費の財源に充てなければなら

ない。

(府舎等調整審議会)

第七条 大蔵大臣の諮問に応じて、この法律の施行に關する重要な事項を調査審議するため、大蔵省に府舎等調整審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第二十七号を次のよう

に改める。

二十七 国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十二年法律第百三号)の施行に關する重要な事項を調査審議する

大臣が任命する。

3 審議会は、委員三十人以内で組

織する。

3 委員は、各省各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵

選によつて定める。ただし、各省

各庁の職員は、会員となることが

できない。

第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に係るものに限る。)を行うこと。

第四条第七項中「関するもの」の下に「並びに同条第二十七号に規定する事務」を加える。

5 委員は、非常勤とする。

6 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

11 第一条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第号。以下「法」といふ。)第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事及び当該工事により建設した施設で多目的ダムに属すべきものの災害復旧工事のうち國が北海道以外の地域で行なうもの(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する經理を一般会計と区分して行なうため、特別会計を設置する。

12 第二条 特定多目的ダム建設工事及び当該工事により建設した施設で多目的ダムに属すべきものの災害復旧工事のうち國が北海道以外の地域で行なうもの(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する經理を一般会計と区分して行なうため、特別会計を設置する。

13 第三条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

14 第三条 この会計は、建設大臣が、第五条の規定による一般会計からの繰入金、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二十七条ただし書又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五条の規定による都府県の負担金(以下「地方負担金」という。)及びその利子、地方公共團体の負担金の納付の特例に関する

る法律(昭和二十八年法律第百十  
一号)第一項の規定により納付さ  
れた地方債証券の償還金及び利  
子、法第七条第一項の規定による  
負担金、法第九条第一項の規定に  
より建設大臣が徴収する受益者負  
担金、第十四条第一項の規定によ  
る借入金並びに附屬雑収入をもつ  
てその歳入とし、多目的ダム建設  
工事に要する費用、事務取扱費、  
同項の規定による借入金の償還金  
及び利子、法第十二条の規定によ  
る還付金並びに附属諸費をもつて  
その歳出とする。

#### (歳入歳出等の整理)

第四条 この会計においては、歳入  
及び歳出並びに負債を工  
事別その他の政令で定める区分  
(以下「工事別等の区分」といふ。)  
に従つて整理しなければならな  
い。

#### (一般会計からの繰入)

第五条 多目的ダム建設工事に関す  
る費用で国庫が負担するものの額  
に相当する金額は、第十四条第三  
項の規定により国庫が負担する費  
用の財源に充てられるものその他  
政令で定めるものの額に相当する  
金額を除き、予算の範囲内におい  
て、一般会計からこの会計に繰り  
入れるものとする。

2 前項の規定により繰り入れる金  
額は、政令で定めるところによ  
り、工事別等の区分に従つて繰り  
入れるものとする。

一 号)第一項の規定による借入金の限度  
額については、予算をもつて国会  
の議決を経なければならない。

二 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第六条 建設大臣は、毎会計年度、  
この会計の歳入歳出予定計算書、  
継続費要求書、繰越明許費要求書  
及び国庫債務負担行為要求書(以  
下「歳入歳出予定計算書等」とい  
う。)を作成し、大蔵大臣に送付し  
なければならない。

三 (歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算  
は、歳入にあつては、その性質に  
従つて款及び項に区分し、歳出に  
あつては、その目的に従つて項に  
区分する。

四 (歳入歳出の区分)

第八条 継続費は、工事の別に従つ  
て項に区分し、各項ごとにその總  
額及び年割額を示し、かつ、その  
必要の理由を明らかにしなければ  
ならない。

五 (國庫債務負担行為の区分)

第九条 国庫債務負担行為は、工事  
別に、その必要の理由を明らかに  
し、かつ、これを予る年度及び債  
務負担の限度額を明らかにし、ま  
た、必要に応じてこれに基いて支  
出をすべき年度、年限又は年割額  
を示さなければならぬ。

六 (予算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この  
会計の予算を作成し、一般会計の  
予算とともに、国会に提出しなけ  
ればならない。

七 (借入金)

第十四条 この会計において、多目  
的ダム建設工事に関する費用のうち  
地方負担金の額に相当するもの  
の財源に充てるため必要があると  
きは、この会計の負担において、  
政令で定めるところにより、工事  
別等の区分に従つて借入金をする  
ことができる。

八 (借入金の繰替使用)

第十六条 この会計において、支出  
のための支払現金に不足がある  
ときは、第十四条第一項及び第二  
項の規定により借り入れることが  
できる金額に相当する額(既に借  
り入れている借入金の額に相当す  
る額を除く。)を限度とし、政令で  
定めるところにより、国庫余裕金  
を繰替使用することができます。

九 (予算の配賦)

第十一条 この会計の予算でその項  
前項各号の添附書類は、工事別  
等の区分に従つて作成するものと  
定めを準用する。

する。ただし、同項第二号に掲げ  
る書類で当該年度に係るものにつ  
いては、この限りでない。

十 (歳入歳出予算の区分)

第十二条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第十四条第  
三項に定めるもののほか、当該区  
分に応する費用の財源に充てるも  
のとする。この場合において、そ  
の収入金のうち当該費用の財源に  
充てる必要がない剰余を生じたと  
きにおける当該剰余の処理につい  
ては、政令で定める。

十一 (工事別等の区分によるほか、  
工事別等の区分により行うものと  
する。)

十二 (收入金の使途)

第十三条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十三 (借入限度の繰越)

第十五条 この会計において、借入  
金の借入について国会の議決を経  
た金額のうち当該年度において借  
入をしなかつた金額があるとき  
は、当該金額を限度として、かつ、  
歳出予算の繰越額の財源として必  
要な金額の範囲内で、翌年度にお  
いて、前条第一項の規定による借  
入金をすることができる。

十四 (借入金の繰替使用)

第十六条 この会計において、支出  
のための支払現金に不足がある  
ときは、第十四条第一項及び第二  
項の規定により借り入れることが  
できる金額に相当する額(既に借  
り入れている借入金の額に相当す  
る額を除く。)を限度とし、政令で  
定めるところにより、国庫余裕金  
を繰替使用することができます。

十五 (予備費の使用)

第十七条 この会計の予備費は、當  
該年度の工事別等の区分による歳  
入予算の額をこえる歳入の収納済  
額に相当する額(当該年度において  
当該工事別等の区分に応じ既に  
使用した予備費の額に相当する額  
を除く。)を限度として、工事別等  
の区分に従つて使用することが可  
能である。

十六 (借入金の繰替使用)

第十八条 この会計において、支出  
のための支払現金に不足がある  
ときは、第十四条第一項及び第二  
項の規定により借り入れることが  
できる金額に相当する額(既に借  
り入れている借入金の額に相当す  
る額を除く。)を限度とし、政令で  
定めるところにより、国庫余裕金  
を繰替使用することができます。

十七 (予算の配賦)

第十九条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第二十一条 この会計の歳入歳出予  
定計算書等の作成及び送付は、  
第十二条の規定によるほか、  
工事別等の区分により行うものと  
する。

二十一 (歳入歳出予算の区分)

第二十二条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

又は日が工事別等の区分によつて  
いないものの配賦は、財政法(昭  
和二十二年法律第三十四号)第三

十一条第二項の規定によるほか、  
工事別等の区分により行うものと  
する。

二十二 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第二十三条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十三 (歳入歳出予算の区分)

第二十四条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十四 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第二十五条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十五 (歳入歳出予算の区分)

第二十六条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十六 (歳入歳出予算の区分)

第二十七条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十八 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第二十九条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

三十 (歳入歳出予算の区分)

第三十条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

三十一 (歳入歳出予定計算書等の作成及  
び送付)

第三十一条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

三十二 (歳入歳出予算の区分)

第三十二条 この会計の工事別等の区  
分に応する収入金は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二 前項の規定による借入金の限度  
額については、予算をもつて国会  
の議決を経なければならない。

三 地方負担金及びその利子並びに  
還金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

四 第三条に規定する地方債証券の債  
権決を経なければならない。

五 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

六 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

七 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

八 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

九 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十一 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十二 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十三 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十四 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十五 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十六 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十七 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十八 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

十九 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。

二十一 前項の規定による借入金の償還  
金及び利子は、第一項の規定に  
よる借入金の償還金及び利子の財  
源に充てるものとし、当該財源に  
充てなお残余があるときは、その  
残余の額は、多目的ダム建設工事  
に関する費用のうち国庫が負担す  
るものとの財源に充てなければならない。





2 前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 前項の規定による繰替金の償還の財源は、工事別の区分に応じてした借入金をもつて充てるものとする。

## (借入金の借入及び償還の事務)

第十七条 第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大臣が行う。

## (歳出の支出制限)

第十八条 この会計においては、工事別による歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額）をこてはならない。

## (歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十九条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別に区分して、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書は、工事別に作成した次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 借入金の借入及び償還実績表

三 受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第二十条 内閣は、毎会計年度、こ

の会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剩余金の繰入)

第二十二条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、当該剩余金は、工事別の区分により、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。  
(余裕金の預託)

第二十三条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、政令で定めるところにより、資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第二十三条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度の予算から適用する。

2 第六条の規定の適用を受ける土地改良工事に係る資産及び負債は、当該工事が法第八十八条规定に該当するものとなつた時において、政令で定めるところにより、この会計に属する。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律五百三号）の一部を次のよう改正する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条第一項第八号中「及び開拓者資金融通特別会計」を、「開拓者資金融通特別会計及び特定土地改良工事特別会計」に改める。

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

## (目的)

第一条 この法律は、資産再評価法（昭和二十五年法律第二百十号）以下「再評価法」という。の規定による再評価を十分に行わなかつた中小企業たる法人又は個人に対し、減価償却資産についてさらに再評価を行う機会を与える、再評価税を軽減する等再評価法の特例を定めて、再評価の実施を促進することにより、適正な減価償却可能にして企業経理の合理化を図り、もつて中小企業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再評価額」、「再評価日」、「事業」、「減価償却資産」、「有形減価償却資産」、「無形減価償却資産」又は「再評価差額」とは、それぞれ再評価法第二条第二項若しくは第四項から第五項まで（定義）又は第四十条（法人の再評価税の課税標準）若しくは第四十二条（個人の再評価税の課税標準）に規定する再評価額、再評価日、事業、減価償却資産、有形減価償却資産、無形減価償却資産及びその再評価の時期

第三条 法人（次に掲げる法人を除く。）は、当該法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産（再評価法第七条（帳簿額のない資産の再評価）の規定により再評価を行うことができるものを除く。以下次項において同じ。）について、再評価法第十三条第一項（法人の資産の再評価の時期）に定めるもののほか、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日（当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれか一日）。以下次項において同じ。）現在において、同法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行ふことができる。

一 基準日の特例資産のうち、そして減価償却資産であつた資産（基準日の特例資産を除く。）

二 基準日の特例資産のうち、そして減価償却資産であつた資産（基準日が法人にあつては昭和三十二年中に最初に開始する事業年度開始の日以前に、個人にあつては同年一月一日以前に到来した減価償却資産）

三 昭和二十八年一月一日において個人の事業の用に供していなければならぬものに該当することとなつたもの（この法律において「基準日の特例資産」とは、再評価法第三条各号（基準日の特例）に規定する資産）

4 この法律において「基準日の特例資産」とは、再評価法第三条各号（基準日の特例）に規定する資産

5 この法律において「事業年度」とは、第三条第一項第二号及び第四号を除くほか、法人税法第七条（法人の事業年度）に定める事業年度をいう。

二 資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上である株式会社

一 この法律において「基準年度」とは、再評価法第三条各号（基準日の特例）に規定する資産

二 資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上五千萬円未満の株式会社で、同日を含む事業年度（資本充実法第二条第二項（定義）に規定する事業年度をいう。以下第四号において同じ。）開始の日において当該会社が有する同法第二条第五項に規定する要再評価資産の当該開始の日ににおける再評価限度額

（資本充実法第二条第四項に規定する再評価限度額をいう。）の





別表甲 有形減価償却資産(鉱業の用に供するものを除く。)についての再評価倍数表  
(一)

| 耐用年数<br>取得の時期 | 4年 | 5年 | 6年   | 7年   | 8年   | 9年   | 10年  | 11年  | 12年  | 13年  | 14年  | 15年  | 16年  | 17年  |
|---------------|----|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 明治 33年以前      |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.25 |
| 明治 34年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.26 |
| 明治 35年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.20 | 0.33 |
| 明治 36年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.19 | 0.37 |
| 明治 37年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.12 | 0.23 | 0.41 |
| 明治 38年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.17 | 0.27 | 0.43 |
| 明治 39年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.16 | 0.32 | 0.47 |
| 明治 40年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.10 | 0.20 | 0.34 | 0.49 |
| 明治 41年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.11 | 0.26 | 0.41 | 0.61 |
| 明治 42年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.16 | 0.32 | 0.48 | 0.74 |
| 明治 43年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      | 0.11 | 0.16 | 0.37 | 0.57 | 0.83 |
| 明治 44年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      | 0.10 | 0.20 | 0.40 | 0.60 | 0.95 |
| 明治 45年        |    |    |      |      |      |      |      |      |      | 0.15 | 0.24 | 0.43 | 0.71 | 1.0  |
| 大正元年          |    |    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 大正 2年         |    |    |      |      |      |      |      |      |      | 0.15 | 0.29 | 0.52 | 0.81 | 1.2  |
| 大正 3年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.10 | 0.20 | 0.35 | 0.65 | 0.99 | 1.4  |
| 大正 4年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.10 | 0.25 | 0.44 | 0.74 | 1.2  | 1.6  |
| 大正 5年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.25 | 0.45 | 0.73 | 1.1  | 1.5  |
| 大正 6年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.14 | 0.26 | 0.42 | 0.68 | 1.0  | 1.4  |
| 大正 7年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.23 | 0.37 | 0.62 | 0.89 | 1.2  |
| 大正 8年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.12 | 0.22 | 0.36 | 0.58 | 0.82 | 1.2  |
| 大正 9年         |    |    |      |      |      |      |      |      | 0.13 | 0.26 | 0.40 | 0.62 | 0.88 | 1.2  |
| 大正 10年        |    |    |      |      |      |      |      | 0.12 | 0.22 | 0.38 | 0.62 | 0.92 | 1.3  | 1.8  |
| 大正 11年        |    |    |      |      |      |      |      | 0.15 | 0.27 | 0.49 | 0.73 | 1.2  | 1.6  | 2.1  |
| 大正 12年        |    |    |      |      |      |      |      | 0.17 | 0.34 | 0.57 | 0.86 | 1.3  | 1.8  | 2.4  |
| 大正 13年        |    |    |      |      |      |      | 0.10 | 0.21 | 0.39 | 0.64 | 0.99 | 1.5  | 2.0  | 2.6  |
| 大正 14年        |    |    |      |      |      |      | 0.15 | 0.29 | 0.47 | 0.80 | 1.2  | 1.8  | 2.4  | 3.1  |
| 大正 15年        |    |    |      |      |      |      | 0.19 | 0.37 | 0.66 | 1.1  | 1.6  | 2.3  | 3.1  | 3.9  |
| 昭和 2年         |    |    |      |      |      | 0.12 | 0.25 | 0.50 | 0.84 | 1.4  | 2.0  | 2.8  | 3.7  | 4.7  |
| 昭和 3年         |    |    |      |      |      | 0.14 | 0.34 | 0.61 | 1.1  | 1.7  | 2.3  | 3.3  | 4.3  | 5.4  |
| 昭和 4年         |    |    |      |      |      | 0.20 | 0.43 | 0.80 | 1.3  | 2.0  | 2.8  | 3.9  | 5.1  | 6.3  |
| 昭和 5年         |    |    |      |      | 0.14 | 0.31 | 0.66 | 1.2  | 1.9  | 2.9  | 4.0  | 5.5  | 7.1  | 8.8  |
| 昭和 6年         |    |    |      |      | 0.21 | 0.49 | 0.98 | 1.8  | 2.7  | 4.1  | 5.6  | 7.6  | 9.7  | 12   |
| 昭和 7年         |    |    |      |      | 0.26 | 0.59 | 1.2  | 2.0  | 3.0  | 4.5  | 6.0  | 8.0  | 11   | 13   |
| 昭和 8年         |    |    |      | 0.10 | 0.29 | 0.68 | 1.3  | 2.1  | 3.2  | 4.6  | 6.1  | 8.2  | 11   | 13   |
| 昭和 9年         |    |    |      | 0.16 | 0.41 | 0.85 | 1.6  | 2.6  | 3.8  | 5.4  | 7.1  | 9.3  | 12   | 14   |
| 昭和 10年        |    |    |      | 0.22 | 0.53 | 1.1  | 1.9  | 3.1  | 4.5  | 6.3  | 8.2  | 11   | 13   | 16   |
| 昭和 11年        |    |    |      | 0.27 | 0.68 | 1.4  | 2.3  | 3.6  | 5.2  | 7.2  | 9.3  | 12   | 15   | 17   |
| 昭和 12年        |    |    | 0.10 | 0.32 | 0.76 | 1.5  | 2.4  | 3.7  | 5.2  | 7.1  | 9.0  | 12   | 14   | 16   |

(二)

| 耐用年数<br>取得の時期 | 18年  | 19年  | 20年  | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 30年 | 32年 | 35年 |
|---------------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 明治 33 年 以前    | 0.38 | 0.57 | 0.81 | 1.1 | 1.6 | 2.1 | 2.5 | 3.2 | 3.9 | 4.7 | 5.7 | 7.8 | 11  | 15  |
| 明治 34 年       | 0.46 | 0.65 | 0.98 | 1.3 | 1.9 | 2.4 | 2.9 | 3.8 | 4.5 | 5.4 | 6.5 | 8.8 | 12  | 16  |
| 明治 35 年       | 0.52 | 0.78 | 1.1  | 1.5 | 2.0 | 2.6 | 3.2 | 4.0 | 4.8 | 5.8 | 6.9 | 9.4 | 13  | 17  |
| 明治 36 年       | 0.55 | 0.85 | 1.2  | 1.5 | 2.2 | 2.8 | 3.3 | 4.2 | 4.9 | 5.9 | 7.1 | 9.5 | 13  | 17  |
| 明治 37 年       | 0.64 | 0.87 | 1.3  | 1.6 | 2.3 | 2.9 | 3.4 | 4.4 | 5.2 | 6.1 | 7.3 | 9.8 | 13  | 18  |
| 明治 38 年       | 0.65 | 0.97 | 1.3  | 1.7 | 2.4 | 3.0 | 3.5 | 4.4 | 5.3 | 6.3 | 7.4 | 9.8 | 13  | 18  |
| 明治 39 年       | 0.73 | 1.1  | 1.5  | 1.8 | 2.5 | 3.2 | 3.8 | 4.7 | 5.6 | 6.6 | 7.8 | 11  | 14  | 18  |
| 明治 40 年       | 0.78 | 1.2  | 1.5  | 1.9 | 2.6 | 3.3 | 3.9 | 4.8 | 5.7 | 6.7 | 7.9 | 11  | 14  | 18  |
| 明治 41 年       | 0.91 | 1.4  | 1.8  | 2.2 | 3.0 | 3.8 | 4.4 | 5.5 | 6.5 | 7.6 | 8.9 | 12  | 16  | 20  |
| 明治 42 年       | 1.2  | 1.6  | 2.0  | 2.5 | 3.5 | 4.3 | 5.1 | 6.3 | 7.4 | 8.6 | 11  | 14  | 17  | 22  |
| 明治 43 年       | 1.3  | 1.8  | 2.3  | 2.8 | 3.8 | 4.8 | 5.5 | 6.8 | 8.0 | 9.3 | 11  | 14  | 18  | 24  |
| 明治 44 年       | 1.4  | 1.9  | 2.5  | 3.0 | 4.1 | 5.0 | 5.9 | 7.2 | 8.4 | 9.7 | 12  | 15  | 19  | 24  |
| 明治 45 年       | 1.5  | 2.0  | 2.6  | 3.2 | 4.3 | 5.3 | 6.1 | 7.5 | 8.7 | 10  | 12  | 15  | 19  | 25  |
| 大正 2 年        | 1.7  | 2.3  | 2.9  | 3.5 | 4.8 | 5.8 | 6.7 | 8.2 | 9.5 | 11  | 13  | 16  | 21  | 26  |
| 大正 3 年        | 2.0  | 2.7  | 3.5  | 4.1 | 5.6 | 6.8 | 7.8 | 9.4 | 11  | 13  | 15  | 19  | 23  | 29  |
| 大正 4 年        | 2.3  | 3.0  | 3.9  | 4.6 | 6.1 | 7.4 | 8.5 | 11  | 12  | 14  | 16  | 20  | 25  | 31  |
| 大正 5 年        | 2.1  | 2.8  | 3.6  | 4.2 | 5.6 | 6.7 | 7.7 | 9.2 | 11  | 13  | 14  | 18  | 22  | 27  |
| 大正 6 年        | 1.9  | 2.5  | 3.2  | 4.0 | 5.0 | 5.9 | 6.8 | 8.1 | 9.2 | 11  | 12  | 15  | 19  | 23  |
| 大正 7 年        | 1.7  | 2.2  | 2.7  | 3.4 | 4.2 | 5.0 | 5.7 | 6.7 | 7.7 | 8.7 | 9.9 | 13  | 16  | 19  |
| 大正 8 年        | 1.6  | 2.0  | 2.5  | 3.1 | 3.8 | 4.5 | 5.1 | 6.1 | 6.9 | 7.8 | 8.8 | 11  | 14  | 17  |
| 大正 9 年        | 1.6  | 2.1  | 2.6  | 3.2 | 3.9 | 4.6 | 5.1 | 6.0 | 6.8 | 7.7 | 8.7 | 11  | 13  | 16  |
| 大正 10 年       | 2.4  | 3.0  | 3.7  | 4.5 | 5.5 | 6.5 | 7.3 | 8.6 | 9.6 | 11  | 13  | 15  | 18  | 22  |
| 大正 11 年       | 2.8  | 3.5  | 4.3  | 5.2 | 6.3 | 7.3 | 8.2 | 9.6 | 11  | 13  | 14  | 17  | 20  | 24  |
| 大正 12 年       | 3.1  | 3.9  | 4.7  | 5.7 | 6.9 | 8.0 | 8.9 | 11  | 12  | 13  | 15  | 18  | 21  | 25  |
| 大正 13 年       | 3.4  | 4.2  | 5.1  | 6.1 | 7.3 | 8.5 | 9.5 | 11  | 13  | 14  | 16  | 19  | 22  | 26  |
| 大正 14 年       | 3.9  | 4.9  | 5.8  | 7.0 | 8.3 | 9.6 | 11  | 13  | 14  | 16  | 17  | 20  | 24  | 29  |
| 大正 15 年       | 5.0  | 6.2  | 7.4  | 8.8 | 11  | 12  | 14  | 16  | 17  | 19  | 21  | 25  | 29  | 34  |
| 昭和 2 年        | 6.0  | 7.4  | 8.7  | 11  | 13  | 14  | 16  | 18  | 20  | 22  | 24  | 28  | 33  | 39  |
| 昭和 3 年        | 6.8  | 8.3  | 9.7  | 12  | 14  | 16  | 17  | 20  | 21  | 23  | 26  | 30  | 35  | 41  |
| 昭和 4 年        | 7.9  | 9.6  | 12   | 14  | 16  | 18  | 19  | 22  | 24  | 26  | 29  | 33  | 39  | 45  |
| 昭和 5 年        | 11   | 14   | 16   | 18  | 21  | 24  | 26  | 29  | 32  | 35  | 38  | 44  | 50  | 58  |
| 昭和 6 年        | 15   | 18   | 21   | 24  | 28  | 31  | 34  | 38  | 41  | 44  | 48  | 56  | 64  | 73  |
| 昭和 7 年        | 16   | 18   | 21   | 24  | 28  | 31  | 33  | 37  | 40  | 44  | 47  | 54  | 62  | 71  |
| 昭和 8 年        | 15   | 18   | 21   | 23  | 27  | 30  | 32  | 36  | 38  | 42  | 45  | 51  | 58  | 66  |
| 昭和 9 年        | 17   | 20   | 23   | 26  | 29  | 32  | 35  | 38  | 41  | 44  | 48  | 54  | 61  | 69  |
| 昭和 10 年       | 19   | 22   | 25   | 28  | 31  | 35  | 37  | 41  | 44  | 47  | 51  | 57  | 64  | 72  |
| 昭和 11 年       | 21   | 24   | 27   | 30  | 33  | 37  | 39  | 43  | 46  | 49  | 53  | 59  | 66  | 74  |
| 昭和 12 年       | 19   | 22   | 25   | 27  | 31  | 33  | 36  | 39  | 41  | 44  | 47  | 53  | 58  | 65  |

## (三)

| 耐用年数<br>取得の時期 | 36年 | 40年 | 41年 | 45年 | 46年 | 50年 | 55年 | 57年 | 60年 | 61年 | 65年 | 70年 | 75年 | 80年 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 明治 33 年 以前    | 17  | 24  | 25  | 34  | 36  | 46  | 58  | 61  | 69  | 73  | 82  | 98  | 110 | 124 |
| 明治 34 年       | 18  | 26  | 28  | 37  | 39  | 50  | 63  | 66  | 75  | 79  | 89  | 105 | 118 | 133 |
| 明治 35 年       | 19  | 27  | 29  | 39  | 41  | 51  | 65  | 68  | 77  | 81  | 91  | 108 | 121 | 135 |
| 明治 36 年       | 19  | 27  | 29  | 38  | 41  | 51  | 63  | 67  | 75  | 79  | 89  | 105 | 117 | 131 |
| 明治 37 年       | 20  | 28  | 29  | 38  | 41  | 51  | 63  | 66  | 74  | 78  | 87  | 103 | 115 | 128 |
| 明治 38 年       | 20  | 27  | 29  | 38  | 40  | 49  | 61  | 65  | 72  | 76  | 84  | 99  | 110 | 123 |
| 明治 39 年       | 20  | 28  | 29  | 38  | 41  | 50  | 62  | 65  | 72  | 76  | 85  | 99  | 110 | 123 |
| 明治 40 年       | 20  | 27  | 29  | 38  | 40  | 49  | 60  | 63  | 70  | 74  | 82  | 95  | 106 | 117 |
| 明治 41 年       | 22  | 30  | 32  | 41  | 43  | 53  | 65  | 68  | 75  | 79  | 88  | 102 | 113 | 125 |
| 明治 42 年       | 25  | 33  | 35  | 45  | 47  | 58  | 71  | 74  | 82  | 86  | 95  | 110 | 122 | 135 |
| 明治 43 年       | 26  | 35  | 37  | 47  | 49  | 60  | 73  | 76  | 84  | 89  | 97  | 113 | 124 | 137 |
| 明治 44 年       | 27  | 36  | 37  | 48  | 50  | 60  | 73  | 77  | 84  | 89  | 97  | 112 | 123 | 136 |
| 明治 45 年       | 27  | 36  | 37  | 47  | 50  | 60  | 72  | 76  | 83  | 87  | 95  | 110 | 120 | 132 |
| 大正 2 年        | 29  | 38  | 40  | 50  | 52  | 63  | 75  | 79  | 86  | 90  | 99  | 113 | 124 | 135 |
| 大正 3 年        | 32  | 42  | 44  | 55  | 57  | 69  | 82  | 86  | 94  | 98  | 107 | 122 | 133 | 146 |
| 大正 4 年        | 34  | 44  | 46  | 57  | 60  | 71  | 84  | 88  | 96  | 100 | 110 | 125 | 136 | 148 |
| 大正 5 年        | 30  | 38  | 40  | 50  | 52  | 61  | 73  | 76  | 83  | 86  | 94  | 107 | 116 | 126 |
| 大正 6 年        | 25  | 32  | 34  | 42  | 43  | 51  | 60  | 63  | 68  | 71  | 77  | 88  | 95  | 103 |
| 大正 7 年        | 21  | 26  | 27  | 34  | 35  | 41  | 48  | 50  | 54  | 57  | 61  | 69  | 75  | 81  |
| 大正 8 年        | 18  | 23  | 24  | 29  | 30  | 35  | 41  | 43  | 46  | 48  | 52  | 58  | 63  | 68  |
| 大正 9 年        | 17  | 22  | 23  | 28  | 29  | 34  | 39  | 41  | 44  | 45  | 49  | 55  | 59  | 64  |
| 大正 10 年       | 24  | 30  | 31  | 38  | 39  | 45  | 53  | 55  | 59  | 61  | 66  | 73  | 79  | 85  |
| 大正 11 年       | 26  | 32  | 34  | 40  | 42  | 48  | 56  | 58  | 62  | 65  | 70  | 77  | 83  | 89  |
| 大正 12 年       | 27  | 34  | 35  | 42  | 43  | 50  | 57  | 59  | 64  | 66  | 71  | 79  | 84  | 90  |
| 大正 13 年       | 28  | 35  | 36  | 42  | 44  | 50  | 58  | 60  | 64  | 66  | 71  | 78  | 84  | 90  |
| 大正 14 年       | 31  | 37  | 39  | 46  | 47  | 54  | 62  | 64  | 68  | 70  | 75  | 83  | 89  | 95  |
| 大正 15 年       | 37  | 45  | 46  | 54  | 56  | 64  | 72  | 75  | 80  | 82  | 88  | 97  | 103 | 110 |
| 昭和 2 年        | 41  | 50  | 51  | 60  | 62  | 70  | 79  | 82  | 87  | 90  | 96  | 105 | 112 | 119 |
| 昭和 3 年        | 44  | 52  | 54  | 63  | 65  | 73  | 82  | 85  | 90  | 93  | 98  | 108 | 114 | 121 |
| 昭和 4 年        | 48  | 57  | 59  | 68  | 70  | 79  | 88  | 91  | 96  | 99  | 105 | 114 | 121 | 128 |
| 昭和 5 年        | 62  | 73  | 75  | 87  | 89  | 100 | 112 | 115 | 121 | 125 | 132 | 143 | 152 | 160 |
| 昭和 6 年        | 78  | 91  | 94  | 108 | 111 | 123 | 138 | 141 | 149 | 153 | 162 | 175 | 185 | 195 |
| 昭和 7 年        | 75  | 87  | 90  | 102 | 105 | 117 | 129 | 133 | 140 | 143 | 151 | 163 | 172 | 181 |
| 昭和 8 年        | 69  | 81  | 83  | 94  | 96  | 107 | 118 | 121 | 127 | 130 | 137 | 147 | 155 | 162 |
| 昭和 9 年        | 73  | 84  | 86  | 97  | 99  | 109 | 120 | 123 | 129 | 132 | 139 | 149 | 156 | 164 |
| 昭和 10 年       | 75  | 87  | 89  | 100 | 102 | 112 | 122 | 125 | 131 | 134 | 140 | 150 | 157 | 165 |
| 昭和 11 年       | 77  | 88  | 90  | 101 | 103 | 112 | 123 | 125 | 131 | 134 | 140 | 149 | 156 | 162 |
| 昭和 12 年       | 68  | 77  | 79  | 87  | 89  | 97  | 105 | 108 | 112 | 114 | 119 | 127 | 132 | 138 |

(四)

| 耐用年数<br>取得の時期 | 4年      | 5年   | 6年   | 7年   | 8年   | 9年   | 10年  | 11年  | 12年  | 13年  | 14年  | 15年  | 16年  | 17年  |
|---------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 昭和 13 年       |         |      | 0.14 | 0.44 | 0.97 | 1.8  | 2.9  | 4.3  | 6.0  | 8.0  | 10   | 13   | 15   | 18   |
| 昭和 14 年       |         |      | 0.19 | 0.55 | 1.2  | 2.1  | 3.3  | 4.8  | 6.6  | 8.7  | 11   | 14   | 16   | 19   |
| 昭和 15 年       |         |      | 0.26 | 0.69 | 1.4  | 2.4  | 3.7  | 5.3  | 7.1  | 9.2  | 12   | 14   | 17   | 19   |
| 昭和 16 年       |         | 0.11 | 0.37 | 0.91 | 1.8  | 2.9  | 4.4  | 6.1  | 8.0  | 11   | 13   | 15   | 18   | 20   |
| 昭和 17 年       |         | 0.15 | 0.50 | 1.2  | 2.2  | 3.5  | 5.1  | 6.9  | 8.9  | 12   | 14   | 17   | 19   | 21   |
| 昭和 18 年       |         | 0.23 | 0.69 | 1.5  | 2.7  | 4.2  | 5.9  | 8.0  | 11   | 13   | 15   | 18   | 20   | 23   |
| 昭和 19 年       |         | 0.33 | 0.89 | 1.9  | 3.2  | 4.7  | 6.6  | 8.7  | 11   | 14   | 16   | 18   | 21   | 23   |
| 昭和 20 年       | 1月—3月   | 0.10 | 0.42 | 1.1  | 2.1  | 3.4  | 5.0  | 6.8  | 8.7  | 11   | 13   | 15   | 18   | 20   |
|               | 4月—6月   | 0.11 | 0.43 | 1.1  | 2.1  | 3.3  | 4.8  | 6.5  | 8.3  | 11   | 13   | 14   | 16   | 18   |
|               | 7月—9月   | 0.12 | 0.45 | 1.1  | 2.1  | 3.3  | 4.7  | 6.3  | 8.0  | 9.8  | 12   | 14   | 16   | 17   |
|               | 10月—12月 | 0.10 | 0.36 | 0.83 | 1.6  | 2.5  | 3.6  | 4.7  | 6.0  | 7.2  | 8.6  | 9.9  | 12   | 13   |
| 昭和 21 年       | 1月—2月   | 0.07 | 0.24 | 0.54 | 0.99 | 1.6  | 2.2  | 2.9  | 3.7  | 4.5  | 5.3  | 6.0  | 6.8  | 7.6  |
|               | 3月      | 0.05 | 0.18 | 0.40 | 0.73 | 1.2  | 1.6  | 2.1  | 2.7  | 3.2  | 3.8  | 4.3  | 4.9  | 5.4  |
|               | 4月—6月   | 0.04 | 0.14 | 0.31 | 0.57 | 0.88 | 1.3  | 1.7  | 2.1  | 2.5  | 2.9  | 3.3  | 3.8  | 4.2  |
|               | 7月—9月   | 0.04 | 0.14 | 0.30 | 0.53 | 0.81 | 1.2  | 1.5  | 1.9  | 2.2  | 2.6  | 3.0  | 3.3  | 3.7  |
|               | 10月—12月 | 0.04 | 0.13 | 0.28 | 0.50 | 0.75 | 1.1  | 1.4  | 1.7  | 2.0  | 2.4  | 2.7  | 3.0  | 3.6  |
| 昭和 22 年       | 1月—3月   | 0.04 | 0.13 | 0.28 | 0.49 | 0.73 | 1.0  | 1.3  | 1.6  | 1.9  | 2.2  | 2.5  | 2.8  | 3.1  |
|               | 4月—6月   | 0.04 | 0.11 | 0.23 | 0.39 | 0.59 | 0.79 | 1.1  | 1.3  | 1.5  | 1.8  | 2.0  | 2.2  | 2.4  |
|               | 7月—9月   | 0.03 | 0.07 | 0.14 | 0.24 | 0.35 | 0.46 | 0.59 | 0.72 | 0.85 | 0.98 | 1.1  | 1.3  | 1.4  |
|               | 10月—12月 | 0.02 | 0.06 | 0.11 | 0.19 | 0.27 | 0.36 | 0.46 | 0.56 | 0.65 | 0.75 | 0.84 | 0.94 | 1.1  |
| 昭和 23 年       | 1月—3月   | 0.02 | 0.06 | 0.12 | 0.19 | 0.27 | 0.36 | 0.45 | 0.54 | 0.63 | 0.73 | 0.81 | 0.90 | 0.97 |
|               | 4月—6月   | 0.03 | 0.07 | 0.12 | 0.20 | 0.28 | 0.37 | 0.46 | 0.55 | 0.63 | 0.73 | 0.81 | 0.89 | 0.97 |
|               | 7月—9月   | 0.02 | 0.04 | 0.08 | 0.13 | 0.18 | 0.23 | 0.28 | 0.34 | 0.39 | 0.44 | 0.49 | 0.54 | 0.59 |
|               | 10月—12月 | 0.02 | 0.04 | 0.07 | 0.12 | 0.16 | 0.21 | 0.25 | 0.30 | 0.35 | 0.39 | 0.43 | 0.48 | 0.55 |
| 昭和 24 年       | 1月—3月   | 0.02 | 0.04 | 0.08 | 0.12 | 0.16 | 0.21 | 0.25 | 0.30 | 0.34 | 0.38 | 0.42 | 0.46 | 0.50 |
|               | 4月—6月   | 0.02 | 0.05 | 0.08 | 0.12 | 0.17 | 0.21 | 0.25 | 0.30 | 0.34 | 0.38 | 0.42 | 0.46 | 0.49 |
|               | 7月—9月   | 0.02 | 0.05 | 0.08 | 0.13 | 0.17 | 0.21 | 0.26 | 0.30 | 0.34 | 0.38 | 0.42 | 0.45 | 0.49 |
|               | 10月—12月 | 0.03 | 0.05 | 0.09 | 0.13 | 0.18 | 0.22 | 0.27 | 0.31 | 0.35 | 0.39 | 0.43 | 0.46 | 0.52 |
| 昭和 25 年       | 1月—3月   | 0.03 | 0.06 | 0.10 | 0.14 | 0.18 | 0.23 | 0.27 | 0.31 | 0.35 | 0.39 | 0.42 | 0.46 | 0.49 |
|               | 4月—6月   | 0.03 | 0.06 | 0.10 | 0.15 | 0.19 | 0.24 | 0.28 | 0.33 | 0.37 | 0.41 | 0.44 | 0.47 | 0.51 |
|               | 7月—9月   | 0.03 | 0.07 | 0.10 | 0.15 | 0.19 | 0.23 | 0.27 | 0.31 | 0.35 | 0.39 | 0.42 | 0.45 | 0.50 |
|               | 10月—12月 | 0.03 | 0.07 | 0.10 | 0.14 | 0.19 | 0.22 | 0.26 | 0.30 | 0.33 | 0.37 | 0.39 | 0.42 | 0.47 |
| 昭和 26 年       | 1月—3月   | 0.04 | 0.07 | 0.10 | 0.14 | 0.18 | 0.22 | 0.26 | 0.29 | 0.32 | 0.35 | 0.38 | 0.40 | 0.43 |
|               | 4月—6月   | 0.04 | 0.08 | 0.11 | 0.16 | 0.20 | 0.23 | 0.27 | 0.30 | 0.34 | 0.37 | 0.39 | 0.42 | 0.46 |
|               | 7月—9月   | 0.05 | 0.08 | 0.13 | 0.17 | 0.21 | 0.25 | 0.29 | 0.32 | 0.35 | 0.38 | 0.41 | 0.44 | 0.46 |
|               | 10月—12月 | 0.05 | 0.09 | 0.14 | 0.18 | 0.23 | 0.27 | 0.30 | 0.34 | 0.37 | 0.40 | 0.43 | 0.45 | 0.50 |
| 昭和 27 年       | 0.06    | 0.11 | 0.15 | 0.20 | 0.24 | 0.28 | 0.32 | 0.36 | 0.39 | 0.42 | 0.44 | 0.47 | 0.49 | 0.51 |

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数のこの表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

## (五)

| 耐用年数    | 18年       | 19年  | 20年  | 21年  | 22年  | 23年  | 24年  | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 30年  | 32年  | 35年  |      |
|---------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 取得の時期   |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 昭和 13 年 | 21        | 24   | 26   | 29   | 32   | 35   | 37   | 40   | 43   | 46   | 49   | 54   | 59   | 66   |      |
| 昭和 14 年 | 21        | 24   | 27   | 29   | 32   | 35   | 37   | 40   | 42   | 45   | 48   | 53   | 58   | 64   |      |
| 昭和 15 年 | 22        | 24   | 27   | 29   | 32   | 34   | 36   | 39   | 41   | 44   | 46   | 51   | 56   | 61   |      |
| 昭和 16 年 | 23        | 25   | 28   | 30   | 33   | 36   | 37   | 40   | 42   | 45   | 47   | 51   | 56   | 61   |      |
| 昭和 17 年 | 24        | 26   | 29   | 31   | 34   | 36   | 38   | 41   | 43   | 45   | 47   | 51   | 55   | 60   |      |
| 昭和 18 年 | 25        | 28   | 30   | 32   | 35   | 37   | 39   | 41   | 43   | 45   | 48   | 51   | 55   | 59   |      |
| 昭和 19 年 | 25        | 28   | 30   | 32   | 34   | 36   | 38   | 40   | 42   | 44   | 46   | 49   | 52   | 56   |      |
| 昭和 20 年 | 1月 - 3月   | 24   | 26   | 27   | 29   | 31   | 33   | 34   | 36   | 38   | 39   | 41   | 43   | 46   | 49   |
|         | 4月 - 6月   | 22   | 24   | 25   | 27   | 29   | 30   | 32   | 33   | 35   | 36   | 37   | 40   | 42   | 45   |
|         | 7月 - 9月   | 21   | 23   | 24   | 26   | 27   | 29   | 30   | 31   | 32   | 34   | 35   | 37   | 40   | 42   |
|         | 10月 - 12月 | 15   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 24   | 25   | 27   | 29   | 30   |
| 昭和 21 年 | 1月 - 2月   | 9.0  | 9.7  | 11   | 11   | 12   | 13   | 13   | 14   | 14   | 15   | 15   | 16   | 17   | 18   |
|         | 3月        | 6.4  | 6.9  | 7.4  | 7.8  | 8.3  | 8.7  | 9.0  | 9.4  | 9.8  | 11   | 11   | 12   | 12   | 13   |
|         | 4月 - 6月   | 4.9  | 5.3  | 5.7  | 6.0  | 6.4  | 6.7  | 6.9  | 7.2  | 7.5  | 7.8  | 8.0  | 8.5  | 9.0  | 9.6  |
|         | 7月 - 9月   | 4.4  | 4.7  | 5.0  | 5.3  | 5.6  | 5.8  | 6.0  | 6.3  | 6.5  | 6.8  | 7.0  | 7.4  | 7.8  | 8.3  |
|         | 10月 - 12月 | 3.9  | 4.2  | 4.4  | 4.7  | 4.9  | 5.2  | 5.4  | 5.6  | 5.8  | 6.0  | 6.2  | 6.5  | 6.9  | 7.3  |
| 昭和 22 年 | 1月 - 3月   | 3.6  | 3.9  | 4.1  | 4.3  | 4.6  | 4.8  | 4.9  | 5.2  | 5.3  | 5.5  | 5.7  | 6.0  | 6.3  | 6.7  |
|         | 4月 - 6月   | 2.8  | 3.0  | 3.2  | 3.3  | 3.5  | 3.7  | 3.8  | 4.0  | 4.1  | 4.2  | 4.4  | 4.6  | 4.8  | 5.1  |
|         | 7月 - 9月   | 1.6  | 1.7  | 1.8  | 1.9  | 2.0  | 2.1  | 2.1  | 2.2  | 2.3  | 2.4  | 2.4  | 2.6  | 2.7  | 2.8  |
|         | 10月 - 12月 | 1.2  | 1.3  | 1.4  | 1.4  | 1.5  | 1.6  | 1.6  | 1.7  | 1.7  | 1.8  | 1.8  | 1.9  | 2.0  | 2.1  |
| 昭和 23 年 | 1月 - 3月   | 1.2  | 1.2  | 1.3  | 1.4  | 1.4  | 1.5  | 1.5  | 1.6  | 1.6  | 1.7  | 1.7  | 1.8  | 1.9  | 2.0  |
|         | 4月 - 6月   | 1.2  | 1.2  | 1.3  | 1.3  | 1.4  | 1.5  | 1.5  | 1.6  | 1.6  | 1.7  | 1.7  | 1.8  | 1.9  | 2.0  |
|         | 7月 - 9月   | 0.67 | 0.71 | 0.74 | 0.78 | 0.82 | 0.85 | 0.87 | 0.90 | 0.93 | 0.96 | 0.98 | 1.1  | 1.1  | 1.2  |
|         | 10月 - 12月 | 0.59 | 0.62 | 0.65 | 0.68 | 0.71 | 0.74 | 0.76 | 0.79 | 0.81 | 0.83 | 0.85 | 0.89 | 0.93 | 0.97 |
| 昭和 24 年 | 1月 - 3月   | 0.57 | 0.60 | 0.62 | 0.65 | 0.68 | 0.71 | 0.73 | 0.75 | 0.77 | 0.79 | 0.81 | 0.85 | 0.89 | 0.92 |
|         | 4月 - 6月   | 0.56 | 0.59 | 0.61 | 0.64 | 0.67 | 0.69 | 0.71 | 0.73 | 0.75 | 0.77 | 0.79 | 0.83 | 0.86 | 0.90 |
|         | 7月 - 9月   | 0.55 | 0.58 | 0.60 | 0.63 | 0.65 | 0.68 | 0.69 | 0.72 | 0.73 | 0.75 | 0.77 | 0.80 | 0.84 | 0.87 |
|         | 10月 - 12月 | 0.55 | 0.58 | 0.61 | 0.63 | 0.66 | 0.68 | 0.70 | 0.72 | 0.73 | 0.75 | 0.77 | 0.80 | 0.83 | 0.87 |
| 昭和 25 年 | 1月 - 3月   | 0.55 | 0.57 | 0.60 | 0.62 | 0.65 | 0.67 | 0.68 | 0.70 | 0.72 | 0.74 | 0.75 | 0.78 | 0.81 | 0.84 |
|         | 4月 - 6月   | 0.56 | 0.59 | 0.61 | 0.63 | 0.66 | 0.68 | 0.69 | 0.71 | 0.73 | 0.75 | 0.76 | 0.79 | 0.82 | 0.85 |
|         | 7月 - 9月   | 0.53 | 0.55 | 0.57 | 0.59 | 0.61 | 0.63 | 0.65 | 0.66 | 0.68 | 0.69 | 0.71 | 0.73 | 0.76 | 0.79 |
|         | 10月 - 12月 | 0.49 | 0.52 | 0.54 | 0.55 | 0.57 | 0.59 | 0.60 | 0.62 | 0.63 | 0.64 | 0.66 | 0.68 | 0.70 | 0.73 |
| 昭和 26 年 | 1月 - 3月   | 0.47 | 0.49 | 0.51 | 0.52 | 0.54 | 0.55 | 0.57 | 0.58 | 0.59 | 0.60 | 0.62 | 0.64 | 0.66 | 0.68 |
|         | 4月 - 6月   | 0.48 | 0.50 | 0.52 | 0.54 | 0.55 | 0.57 | 0.58 | 0.59 | 0.60 | 0.62 | 0.63 | 0.65 | 0.67 | 0.69 |
|         | 7月 - 9月   | 0.50 | 0.52 | 0.54 | 0.55 | 0.57 | 0.58 | 0.59 | 0.61 | 0.62 | 0.63 | 0.64 | 0.66 | 0.68 | 0.70 |
|         | 10月 - 12月 | 0.52 | 0.53 | 0.55 | 0.57 | 0.58 | 0.60 | 0.61 | 0.62 | 0.63 | 0.64 | 0.65 | 0.67 | 0.69 | 0.71 |
| 昭和 27 年 | 0.53      | 0.55 | 0.57 | 0.58 | 0.60 | 0.61 | 0.62 | 0.64 | 0.65 | 0.66 | 0.67 | 0.69 | 0.70 | 0.72 |      |

(六)

| 耐用年数    | 36年     | 40年  | 41年  | 45年  | 46年  | 50年  | 55年  | 57年  | 60年  | 61年  | 65年  | 70年  | 75年  | 80年  |
|---------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 取得の時期   |         |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 昭和 13 年 | 69      | 77   | 79   | 87   | 89   | 96   | 104  | 106  | 110  | 113  | 117  | 124  | 129  | 134  |
| 昭和 14 年 | 66      | 74   | 76   | 83   | 85   | 91   | 98   | 100  | 104  | 106  | 110  | 116  | 121  | 125  |
| 昭和 15 年 | 63      | 70   | 71   | 78   | 79   | 85   | 92   | 93   | 97   | 98   | 102  | 107  | 111  | 115  |
| 昭和 16 年 | 63      | 69   | 71   | 77   | 78   | 83   | 89   | 91   | 94   | 95   | 98   | 103  | 107  | 110  |
| 昭和 17 年 | 61      | 68   | 69   | 74   | 75   | 80   | 86   | 87   | 90   | 91   | 94   | 98   | 101  | 105  |
| 昭和 18 年 | 61      | 67   | 68   | 73   | 74   | 79   | 83   | 85   | 87   | 88   | 91   | 95   | 98   | 101  |
| 昭和 19 年 | 58      | 63   | 63   | 68   | 69   | 73   | 77   | 78   | 80   | 81   | 83   | 87   | 89   | 91   |
| 昭和 20 年 | 1月—3月   | 50   | 54   | 55   | 59   | 59   | 62   | 66   | 66   | 68   | 69   | 71   | 73   | 75   |
|         | 4月—6月   | 46   | 50   | 50   | 53   | 54   | 57   | 60   | 60   | 62   | 63   | 64   | 66   | 68   |
|         | 7月—9月   | 43   | 46   | 47   | 50   | 50   | 53   | 55   | 56   | 57   | 58   | 59   | 62   | 63   |
|         | 10月—12月 | 31   | 33   | 34   | 36   | 36   | 38   | 40   | 40   | 41   | 42   | 43   | 44   | 46   |
| 昭和 21 年 | 1月—2月   | 19   | 20   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 24   | 24   | 25   | 25   | 26   | 27   |
|         | 3月      | 13   | 14   | 14   | 15   | 15   | 16   | 17   | 17   | 17   | 17   | 18   | 18   | 19   |
|         | 4月—6月   | 9.8  | 11   | 11   | 12   | 12   | 12   | 13   | 13   | 13   | 13   | 14   | 14   | 15   |
|         | 7月—9月   | 8.5  | 9.1  | 9.2  | 9.7  | 9.8  | 11   | 11   | 11   | 11   | 12   | 12   | 12   | 13   |
|         | 10月—12月 | 7.5  | 8.0  | 8.0  | 8.5  | 8.6  | 8.9  | 9.3  | 9.4  | 9.6  | 9.7  | 10   | 11   | 11   |
| 昭和 22 年 | 1月—3月   | 6.8  | 7.3  | 7.3  | 7.7  | 7.8  | 8.2  | 8.5  | 8.6  | 8.8  | 8.9  | 9.0  | 9.3  | 9.5  |
|         | 4月—6月   | 5.2  | 5.5  | 5.6  | 5.9  | 5.9  | 6.2  | 6.4  | 6.5  | 6.6  | 6.7  | 6.9  | 7.0  | 7.2  |
|         | 7月—9月   | 2.9  | 3.1  | 3.1  | 3.3  | 3.3  | 3.4  | 3.6  | 3.6  | 3.7  | 3.7  | 3.8  | 3.9  | 4.0  |
|         | 10月—12月 | 2.2  | 2.3  | 2.3  | 2.4  | 2.5  | 2.6  | 2.7  | 2.7  | 2.7  | 2.8  | 2.8  | 2.9  | 3.0  |
| 昭和 23 年 | 1月—3月   | 2.0  | 2.2  | 2.2  | 2.3  | 2.3  | 2.4  | 2.5  | 2.5  | 2.5  | 2.6  | 2.6  | 2.7  | 2.8  |
|         | 4月—6月   | 2.0  | 2.1  | 2.1  | 2.2  | 2.2  | 2.3  | 2.4  | 2.4  | 2.5  | 2.5  | 2.5  | 2.6  | 2.7  |
|         | 7月—9月   | 1.2  | 1.3  | 1.3  | 1.3  | 1.3  | 1.4  | 1.4  | 1.4  | 1.5  | 1.5  | 1.5  | 1.5  | 1.6  |
|         | 10月—12月 | 0.99 | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.3  | 1.3  | 1.3  | 1.3  | 1.4  |
| 昭和 24 年 | 1月—3月   | 0.94 | 0.99 | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.3  | 1.3  | 1.3  |
|         | 4月—6月   | 0.91 | 0.96 | 0.97 | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.2  | 1.2  |
|         | 7月—9月   | 0.89 | 0.93 | 0.93 | 0.97 | 0.98 | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  |
|         | 10月—12月 | 0.88 | 0.92 | 0.93 | 0.96 | 0.97 | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  |
| 昭和 25 年 | 1月—3月   | 0.85 | 0.89 | 0.90 | 0.93 | 0.94 | 0.97 | 1.0  | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  |
|         | 4月—6月   | 0.86 | 0.90 | 0.91 | 0.94 | 0.95 | 0.97 | 1.0  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 1.1  |
|         | 7月—9月   | 0.80 | 0.83 | 0.84 | 0.87 | 0.87 | 0.90 | 0.92 | 0.93 | 0.94 | 0.94 | 0.96 | 0.98 | 0.99 |
|         | 10月—12月 | 0.74 | 0.77 | 0.77 | 0.80 | 0.80 | 0.82 | 0.84 | 0.85 | 0.86 | 0.87 | 0.88 | 0.89 | 0.91 |
| 昭和 26 年 | 1月—3月   | 0.69 | 0.71 | 0.72 | 0.74 | 0.74 | 0.76 | 0.78 | 0.79 | 0.80 | 0.80 | 0.81 | 0.83 | 0.84 |
|         | 4月—6月   | 0.70 | 0.72 | 0.73 | 0.75 | 0.76 | 0.77 | 0.79 | 0.80 | 0.81 | 0.81 | 0.82 | 0.83 | 0.85 |
|         | 7月—9月   | 0.71 | 0.73 | 0.74 | 0.76 | 0.76 | 0.78 | 0.80 | 0.80 | 0.81 | 0.82 | 0.83 | 0.84 | 0.86 |
|         | 10月—12月 | 0.72 | 0.74 | 0.75 | 0.77 | 0.77 | 0.79 | 0.81 | 0.81 | 0.82 | 0.83 | 0.84 | 0.85 | 0.87 |
| 昭和 27 年 |         | 0.73 | 0.75 | 0.76 | 0.78 | 0.78 | 0.80 | 0.82 | 0.82 | 0.83 | 0.83 | 0.84 | 0.85 | 0.87 |

## 別表乙 無形減価償却資産(鉱業権を除く。)についての再評価倍数表

| 種類<br>・取得の時期 | 実用新案権<br>及び意匠権 | 特許権、<br>商業秘密及<br>び営業権 | 電気ガス供<br>給施設利用<br>権 | 水 利 権 | 専用航<br>道運送運行<br>権及び鐵道航<br>道利用権 | 3.9 |
|--------------|----------------|-----------------------|---------------------|-------|--------------------------------|-----|
| 昭 和 3 年      |                |                       |                     |       |                                | 14  |
| 昭 和 4 年      |                |                       |                     |       |                                | 29  |
| 昭 和 5 年      |                |                       |                     |       |                                | 48  |
| 昭 和 6 年      |                |                       |                     |       |                                | 56  |
| 昭 和 7 年      |                |                       |                     |       |                                | 59  |
| 昭 和 8 年      |                |                       |                     |       |                                | 69  |
| 昭 和 9 年      |                |                       |                     |       |                                | 78  |
| 昭 和 10 年     |                |                       |                     |       |                                | 85  |
| 昭 和 11 年     |                |                       |                     |       |                                | 78  |
| 昭 和 12 年     |                |                       |                     |       |                                | 82  |
| 昭 和 13 年     |                |                       |                     | 12    |                                |     |
| 昭 和 14 年     |                |                       |                     | 21    |                                | 81  |
| 昭 和 15 年     |                |                       |                     | 28    |                                | 79  |
| 昭 和 16 年     |                |                       |                     | 35    |                                | 80  |
| 昭 和 17 年     |                |                       |                     | 16    | 40                             | 79  |
| 昭 和 18 年     |                |                       |                     | 12    | 45                             | 79  |
| 昭 和 19 年     |                |                       |                     | 19    | 46                             | 74  |
| 1 月 — 3 月    |                |                       |                     | 23    | 44                             | 64  |
| 4 月 — 6 月    |                |                       |                     | 22    | 40                             | 59  |
| 7 月 — 9 月    |                |                       |                     | 22    | 38                             | 55  |
| 10 月 — 12 月  |                |                       |                     | 17    | 28                             | 39  |
| 1 月 — 2 月    |                |                       |                     | 11    | 17                             | 23  |
| 3 月          |                |                       |                     | 7.3   | 12                             | 17  |

|         |       |      |      |      |      |      |
|---------|-------|------|------|------|------|------|
| 昭和年     | 4月—6月 |      |      | 5.6  | 9.0  | 13   |
| 7月—9月   |       |      |      | 5.1  | 7.9  | 11   |
| 10月—12月 |       |      |      | 4.7  | 7.0  | 9.3  |
| 昭和年     | 1月—3月 |      |      | 4.4  | 6.5  | 8.5  |
| 4月—6月   |       |      |      | 3.5  | 5.0  | 6.5  |
| 7月—9月   |       |      |      | 2.0  | 2.8  | 3.6  |
| 10月—12月 |       |      |      | 1.5  | 2.1  | 2.7  |
| 昭和年     | 1月—3月 |      |      | 0.36 | 1.5  | 2.0  |
| 4月—6月   |       |      |      | 0.43 | 1.5  | 2.0  |
| 7月—9月   |       |      |      | 0.30 | 0.87 | 1.2  |
| 10月—12月 |       |      |      | 0.30 | 0.76 | 0.99 |
| 昭和年     | 1月—3月 |      |      | 0.32 | 0.74 | 0.94 |
| 4月—6月   |       |      |      | 0.34 | 0.73 | 0.92 |
| 7月—9月   |       |      |      | 0.36 | 0.72 | 0.89 |
| 10月—12月 |       |      |      | 0.39 | 0.73 | 0.89 |
| 昭和年     | 1月—3月 |      |      | 0.40 | 0.72 | 0.87 |
| 4月—6月   |       |      |      | 0.43 | 0.73 | 0.88 |
| 7月—9月   |       |      |      | 0.43 | 0.69 | 0.81 |
| 10月—12月 |       | 0.13 | 0.41 | 0.64 | 0.75 | 0.86 |
| 昭和年     | 1月—3月 | 0.15 | 0.41 | 0.61 | 0.71 | 0.80 |
| 4月—6月   |       | 0.19 | 0.43 | 0.62 | 0.72 | 0.81 |
| 7月—9月   |       | 0.22 | 0.46 | 0.64 | 0.73 | 0.82 |
| 10月—12月 |       | 0.26 | 0.48 | 0.66 | 0.74 | 0.83 |
| 昭和年     | 27年   | 0.30 | 0.51 | 0.68 | 0.76 | 0.84 |

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。
- 2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるとかわらず、同日までとする。
- 3 所得税法の一部を次のように改正する。
- 第十四条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。
- 4 資産再評価法の一部を次のように改正する。
- 第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他の法律の施行」に改める。
- 5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるとかわらず、同日までとする。

3 所得税法の一部を次のように改正する。

第十四条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

## 1 国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に關する法律

政府は、国際学会その他これに類する国際団体に加入する場合において、その規約が当該団体に入する年度以降一定の年度間において当該団体の経費の額をその構成員において分担すべきことを規定するものであつて、加入の際その分担すべき金額が定められていないときは、その規約に従い、当該団体に加入することにより、当該団体が定めることとなる当該団体の経費の分担金に係る債務を負担することができる。

2 前項に規定する債務を負担することとなる同項の団体への加入については、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他の法律の施行」に改める。

5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるとかわらず、同日までとする。

3 所得税法の一部を次のように改正する。

第十四条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

4 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他の法律の施行」に改める。

5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるとかわらず、同日までとする。

3 所得税法の一部を次のように改正する。

第十四条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

4 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他の法律の施行」に改める。

5 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「五百円」を「千円」に、「合計額を附記」を「合計額（最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に關する法律（昭和三十二年法律第二十七号）第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価額及び再評価限度額の合計額）を附記」に改める。

○足立政府委員 ただいま議題となりました國の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案外四法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず國の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案について申し上げます。

第二に、大蔵大臣は、特定の庁舎等にかかる建築物を立体化して耐火構造の高層建築物とし、または主として効率的に使用されていないものがあり、ことに平面的に散在して市街地の発展を阻害しているものが少くない現状であります。従いまして、これらの庁舎等につき使用調整を行なつて、その使用方法を一そろ合理的なものとする必要があり、さらに、庁舎等のうち特定期間の建築物を耐火構造の高層建築物に立体化し、またはその位置を移転し、これらに伴つて不用となる庁舎等を処分するとともに、このために必要な敷地のうちには、必ずしも適正かつ効率的に使用されていないものがあることいたしております。なお、この計画を特定の庁舎等特殊整備計画と呼んでおりますが、この計画により建築すべき建物等の位置、規模、構造等

に関しても建設大臣が別に計画を定め、さきに申し述べました特殊整備計画とあわせて閣議の決定を求めるものといたしております。

第三に、庁舎等を立体化しましたは位置を移転する計画の実施によつて不用となる庁舎等の処分収入は、当該計画によって必要となる庁舎等を取得するための経費の財源に充てなければならぬことといたしております。なお、かんがみ、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

以下、本法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、大蔵大臣は、毎会計年度末現在において各省各府の長が作成する庁舎等使用現況及び見込みに關する報告書により国有の庁舎等の使用の現況を常に把握することとし、またこの報告書により國の庁舎等について使用調整を行うことが必要であると認めるとときは、庁舎等の使用調整に關する

ことといたしております。すなわち、大蔵大臣は、この計画に基いて各省各府の長に対し、庁舎等の所管がえ、所

務がえその他必要な措置を求めることがあります。

従来、國が直轄で行ういわゆる多目的ダムの建設工事に關する經理につきましては、その事業のうち発電、上水道等の用水確保を目的とする事業分につては、受託工事として歳入歳出外で取り扱い、また、治水、農業効果等を目的とする公共事業分については、全額國費をもつて支弁し、地方公共團体負担分は、別途國の歳入として収納する等、予算の經理、事業の施行に改善を必要とされる点があつたのであります。

政府におきましては、以上の取扱いから生ずる欠陥を是正し、事業の促進をはかることをねらいといたしまして、昭和三十二年度から、多目的ダムの建設その他の管理につきましては、別途提案して御審議をお願いしております。

ます特定多目的ダム法案により河川法の特例を設けることといたしますとともに、この建設工事等に關する經理につきましては、これを一般会計と区分して行なうことが適當であると考え、特

定多目的ダム建設工事特別会計を新たに設置することといたしまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この会計におきまして処理

いたしますのは、特定多目的ダム法に規定する多目的ダムの建設工事及びそ

の工事により建設した施設で、多目的ダムに屬すべきものの建設工事完成前





とだけでは解決せぬのは御存じの通りで、一方に申告納税制度というものが納税者の間にじっくりとしみ込んで、納税者の申告が正しく出るということが大事であり、同時にまた、税務行政の面の調査がどんどん適正になつてくるという努力が必要だと思ひます。この後段の法律に基いて実際に申告し、あるいは調査するといふ面的努力なり、また改善なりといふものは非常に困難なものであります。ここにまた日本の税をよくしていく一番のポイントがあるのじやないかといふふうに思ひます。その面の改善は、関係の方々が日夜競意努力をしておられるわけですからあります。それは、そう一瞬にして直るといふものではございませんので、だんだんと直して参る、だんだんと改善していくことであるらうと思います。税法の面では、そういう改善がよりよく行われるように、ただいま申しましたような負担を合理化し、納得できるような負担にする。そしてまたいろいろな資料面でも、所得の調査ができやすいようにすること、特に負担を合理化するといふ点は、繰り返して申しますれば、今回の税法改正の実に大きな、もう八、九〇%を占める問題であり、そして実際面における申告がよくなり、また調査が適実になるために非常に大きな力になるものと思つて、私どもこれに大きな意味を持たせておるような次第でござります。

質問の回答にはなりません。それから徴収の適正を期する、つまり一〇〇%申告をしていない人を一〇〇%申告して、そういった漏れを防いで適正にすれば公平になる。これは、日にちはかかるけれども、そういうふうにやつしていく、こうおっしゃるけれども、は、それは百年済みを待つものだと申します。今の税法では、取れば労働者の方が安いのにきまつておるのに、実際は労働者の方が高い。そこで、今日給与所得控除といふものが置かれて、実際上公平をはかっている。この理論はあるたるもの納得なさると思うのですが、もしその理論に立てば、シャウブ勧告以来の大改正というべき今日、あなたが今そこはかとなく言っておられるように、まだ不公平があるからこの漏れを一〇〇%取るということがあなたの考え方だとするならば、例を申します。私は今聞いておるのである。脳税があるからこの脳税を、漏れがあるからこの漏れを、なぜ今やらないのかということを私は今聞いておるのである。脳税があるからこの脳税を、漏れがあるからこの漏れを一〇〇%取るという思想でしょ。脳税があるからきちんと取る、こういう思想でしょ。そしたら、脳税があるからこれを下げるたるお考えだとするならば、例を申します。私は恐縮だけれども、たとえば芸者の花代です。これは今問題になっています。漏れを一〇〇%取ると、一体きちんと取るのである人たちは、百年これは下らないという議論になる、それではいかぬでないか。やっぱり実際に、最終における徴収の結果を見て、税というものは適正にせざるを得ないのが今日の段階ではないか、私はこういふ考え方です。従つて、今労働所得控除をこのシャウブ勧告以来の大改正のときに私はいいさきからなんぶらないで、この政府案に

は出ておるけれども、公平論という点についてはいささかもなんらないでこのまま済ましてしまって、今度どういう時期に、どういう情勢のもとだったら二〇%というものが上げられるかということを考えますと、今日をおいてほかにないと思う。なぜそれが今日できないのかということをお伺いしていきる。

○原政府委員 紙与所得控除がなぜあるかということについて、横山委員は把握がアンバランスだからという点を特に強調されますが、紙与所得控除の焦点としては、もちろんそれもありますしょ、しかし把握がアンバランスだからという制度は、非常に粗末な制度なのであります。われわれもそれはあると思いますが、同時に、紙与所得には事業所得で行われている経費控除が行われない。所得の性質から考えて、ある程度の経費控除的な考えが必要だらうということ、あるいは紙与所得のいわば税率といいますか、独立してないといふようなことを考えて、この制度があると思いますが、かりに焦点を把握がアンバランスであるというところにしほってみましても、それだから給与所得控除を引き上げるという方向で大いに税法を直していくといふことは、私どもは非常に危険な方向だと思います。と申しますのは、それに対照される事業所得者の把握が十分でない、申告も十分でないということになると、事業所得者の間において公平に十分でないならば、おつしやる通り、給与所得控除を上げることによって、結論としての負担は公平であるということになると、思いますが、それでも、決してそういう保障はないのであります。事業

所得の中でも、申告を十分にされる方もあるし、非常に抜けている方もあらる。税務官吏も、人の財布の中的確に調べるということはなかなかむずかしいことありますから、結論において、事業者の中で一律に何割かこの所得が抜けているということではなくて、正直な人は十分申告しておる。する人は逃げるといふようなことになつて、そこに相当大きなアンバランスがあるということを、残念ながら私も認めざるを得ないと思ひます。所得が二割、三割違いましても、かりにもう四、五割も違つてくるならばなおさらであります。その税負担なるや非常に大きな開きになるのであります。この辺は、やはり何としても申告を十分にしていただきと同時に、税務官吏の調査もほぼ的に近いものに近づくといふことが、何といっても税を正しいものにする一番大事な点だというふうに思ひます。そうすると、安易に把握が他の所得よりも多いからといつて給与所得控除を広げていくといふことは、非常に大きな不公平を一方でそのままにしておきながら、大ざっぱな方法で、全体としてはこれでいいじゃないかといふようなことになるのですが、私ども、その方向はにわかにとれないと思ひます。一方で今の税率控除の度合いを考えますと、非常に重い。ことにとても納税者に納得いただくにはむずかしいといふ面もあるので、この際大幅に税率を中心にして軽減をいたして、これで十分申告していくたゞく、また調査に当つても、そういう扣税の実態がもつともなものになれば、税務官吏の調査も十分適実に行ひ得るようだんだんなつていく。やはり百年河清を待つと言われま

されども、それが百年河清を持つでできないといふならば、日本には所得税はりっぱなものはできないといふことだと思います。われわれは、その道を一本どちらしても通してやつてきたいと思う次第であります。

○横山委員 税法だけで議論をしますと、あなたの言ふよろな議論にならうかと思うのです。しかし、あなたも実際納税者の立場、実際出す立場になって、最終的な出すときの公平論というのをお考えにならなければうそであります。百年先にはきちんとなるから、それまでしんばうしてくれと言われたって、今日の納税者に対しては、それは説得するわけにはいきません。もしかたの言うよろなことであるならば、重ねて言うけれども、脱税があるからトランプ税を半分にする、あるいは脱税があるから花代を半分にする、こういうよろな議論といふものはない。税の公平論から言つならば、トランプなんか千円よりも二千円取るべきであるといふ議論を私は主張いたしましたが、またそれをやるならば、物品税のほかの面にも私は大いに議論があると思います。これは、今あなたの所信として、この大きな現実を政治として見のがすわけには参りません。こう考えて参りますと、今この税について国民の関心が非常に高いときに、しかも減税が一千億行われるという余裕があるときに、今やらずしてどうして国民を説得することができるかと私は思つたわけです。重ねて聞きますが、あなたは、一体最終的における公論といふものを尊重なさるのかなさらないかということを、私はもう一ぺんお伺いしておきたいと思います。

○原政府委員 私は、税から公平が忘れる  
思われたらば、もう税はあり得ないと  
思います。これは、もう絶対のものだ  
と思います。ただそのやり方は、先ほ  
ども申しましたように、やはり納稅者  
の申告と税務署の調査と、この面で心  
棒が通るのでなければ、最後の公平は  
あり得ない。従つて、税法においても  
これを守るように、できるだけ力を尽  
すという考え方であります。  
○横山委員 それではあなたは、今  
給与所得者の二〇%といふものが、最  
終的な末端における不公平は存在して  
おるとの見られるわけですか。

○原政府委員 よく地方税、住民税に  
ついて言われますときは、非常に極端  
なケースを言われますので、たとえ  
ば、この肥料商はわずか五十万しか納  
めてない。それで倉が三つもあると  
いうようなことを指摘されますので、  
そういうような実際に不公平が現実に  
あるということは、認めざるを得ない  
と思います。ただ總体として、どの程  
度のアンバランスになつているかとい  
うことになりますとなかなかむずかし  
い。やはりまだアンバランスがありそ  
うに私は思います。そこで、今回の改  
正で、そういうものをかなり大きくな  
ンバランスがないようにしたいという  
つもりでいたしておるわけであります  
す。

○横山委員 原さんは非常に正直なお  
方だと私は思つておるのでです。たしか  
あなただと思つたのだけれども、あな  
たが主税局長になって全国をずっと回  
られて、そしてここへお帰りになつて  
一番最初に言わされたことを、私は今まで  
も記憶しております。あなたは、給与  
所得者とその他の所得者の不公平とい  
う。

うものがあらゆる地方で聞いてきたが、一体この改正法案の中へそのものがすばりで盛られていると、まさかあなたはおっしゃらないだらうと思う。それを一体なぜできないのか、なぜこの法案に盛られていなかつたのか、これから一体どうするのかと私は聞いておるのである。これから問題について、あなたは申告所得者をきちんととつて、そして百年かつても公平にすると言つておるのだけれども、それはできません、実際問題としては。そういうことであつたならば、渡邊さんもかつてそういうことをおっしゃつたけれども、こんなに問題が発展してくるようなことはあるまい。従つて、これから一体どういうようにする気だと言うと、あなたは、こういうよくな資料しかできぬと言ふ。実際に現場に行つて抽出調査なり、あるいは現実的な調査ということはむずかしいとおっしゃる。そうすると、この問題は科学的な検討といふものは大蔵省ではどうもやりそらもない、またできそらがないと思うが、こうなりますと、一体この問題はどういうふうにこれから解決しようとするのか、さっぱりわからぬわけです。ここを具体的に建設的にお答えを願いたいのです。もう一べん重ねて言つておきますけれども、漏れておるものをおきんととる、そこで解決するということは、これは実際問題として不可能です。税制のある限りにおいては不可能です。そういうことは、現存しておるという事実に基いて税法をきめざるを得ないのでないか、またそれが今政府与党が進まんとしておる道ではないか、その立場に立つなら

現実論でやらなければならぬのではないか、こう言つておるのです。○原政府委員 私は、これは百年河清を待つとは思つております。一生懸命やれば、そう遠くない将来できると思います。それほど日本は所得税制を持てない国であるとは思いません。もう一两年ではできないかもしませんけれども、がんばつてやれば、とにかくわれわれの目の黒いうちにはそれがしつかりしたものになると思ひます。そう思つております。

○横山委員 がんばつてやればいうような、そういう抽象的な言葉ではだめだとおもふうにそれをやるかという具体的な方法を聞いているのです。

○原政府委員 これは、やはり納税者に正しい申告をしていただく、これが一番大事であります。これはだんだん経済状態もよくなり、いわば衣食足るということになりますれば、社会の倫理といふものがだんだんよくなるだろう、同時に税務署の調査については、これを科学的に厳密にやるということは年來続けております。これがまた年を追うて改善して参る。両面からただいま努力が進んでおるわけでありますから、その成果を将来にわたつて強く期待したいと思っております。

○横山委員 やはりあまり具体的なお話でないよう思つたのです。(発言する者多し) 委員長 少し場内の静ひつを保つてもらいたい。私は非常に紳士でありますから、おとなしくやつておるのであります。が、与党の方方がやかましくしてだめであります。

それで、原さんに私は言いたいのであります。が、そういうようなことで私は、私は納得するわけにいかぬのあります。あなたも、抽象的ではあるけれども、不公平といふものを認めて、その解決をしなければならぬと思つておるのだが、しかし将来徐々に段階を追うてやると言うておつても、実際問題としては、あなたの答弁では、実現困難だと私は思うのであります。今一番いいときではないか、しかも中間答申に出ておつたではないか、しかもこの審議過程における勤労所得者階層に対する熱意というものは非常に高かつたのにかかわらず、なぜそれが行われないか、これらの問題については、こまかいことについても放擲されておるばかりであります。一例をかりに申し上げてみますけれども、たとえば食事代七百円といふものは、何年のことでありましたか、放置されておるばかり、交通費の面についても放置されておるばかり、この際こういう交通費や食事代の七百円といふ数字についても、他のバランスを考えて上げる気持があるのかないのか、これを一つ伺いたい。

〔与党の方があらざくて仕方がない」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 与野党とも一つ静粛に願います。

○原政府委員 研究はいたしております。が、なかなか給与所得者の中に、そういう現物給与につきましては、現物給与を受け得る給与所得者と受け得ない給与所得者とあるわけであります。そういうよろなことから、なかなかその関係の費用の値段まで、何割上つたからどうというように必ずし

も言えない場面もござります。十分研究はいたしております。

○横山委員 その金額は何年にきまつたのですか。

○原政府委員 あれをきめましたのは二十六年の一月……少し後だと思ひますから、二十六、七年だったと思ひます。

○横山委員 二十六年以降、これらの単価の数字で上つていらないものは一体何ですか。

○渡邊政府委員 国税庁の通達の関係もございまして、法律の問題でなしに、われわれの方で扱つておる問題もござりますので、便宜私からお答えいたします。現物給与関係の六百円の数字は、今主税局長の申されます通り、二十六年にきめております。それから定期の関係は、昨年一應現在のような姿に変えておるわけあります。

○横山委員 大臣が見えましたから、簡単にします。昨年変えたというのには、七百円の数字を直したのですか。

○渡邊政府委員 昨年まで、定期券の現物給与としてわれわれの方がしいて課税しなくてよろしいといった考え方をとつておりましたが、五百円だから、従来の姿ではおかしいじやないかといふお話をございまして、国税庁も研究して六百円に上げた、そういうわけでございます。

○横山委員 それは、電車の値段が上つたから上げたという自動的な計算です。今まで非常に至らない面がござりますと、二十六年以来七百円並びに五百円といふ基礎単価といふものは、上つて

いない。私は、そのほかの基礎控除の問題で上らなかつたものがあるかといふのですか。

○原政府委員 た今回税率も飛躍的に改善されておるのにかかわらず、これらの問題についてどう思ひますか。

○横山委員 二十六年以降、これらの

もございまして、法律の問題でなしに、われわれの方で扱つておる問題もござりますので、便宜私からお答えいたします。現物給与関係の六百円の数字は、今主税局長の申されます通り、二十六年にきめております。それから定期の関係は、昨年一應現在のような姿に変えておるわけあります。

○横山委員 大臣が見えましたから、簡単にします。昨年変えたというのには、七百円の数字を直したのですか。

○渡邊政府委員 昨年まで、定期券の現物給与としてわれわれの方がしいて課税しなくてよろしいといった考え方をとつておりましたが、五百円だから、従来の姿ではおかしいじやないかといふお話をございまして、国税庁も研究して六百円に上げた、そういうわけでございます。

○横山委員 それは、電車の値段が上つたから上げたという自動的な計算です。今まで非常に至らない面がござりますと、二十六年以来七百円並びに五百円といふ基礎単価といふものは、上つて

決定においての不公平があるのぢやないか。われわれとしては、そういった問題で上らなかつたものがあるかといふのですか。

○原政府委員 た今回税率も飛躍的に改善されておるのにかかわらず、これらの問題についてどう思ひますか。

○横山委員 二十六年以降、これらの

もございまして、法律の問題でなしに、われわれの方で扱つておる問題もござりますので、便宜私からお答えいたします。現物給与関係の六百円の数字は、今主税局長の申されます通り、二十六年にきめております。それから定期の関係は、昨年一應現在のような姿に変えておるわけあります。

○横山委員 大臣が見えましたから、簡単にします。昨年変えたというのには、七百円の数字を直したのですか。

○渡邊政府委員 昨年まで、定期券の現物給与としてわれわれの方がしいて課税しなくてよろしいといった考え方をとつておりましたが、五百円だから、従来の姿ではおかしいじやないかといふお話をございまして、国税庁も研究して六百円に上げた、そういうわけでございます。

○横山委員 それは、電車の値段が上つたから上げたという自動的な計算です。今まで非常に至らない面がござりますと、二十六年以来七百円並びに五百円といふ基礎単価といふものは、上つて

の税法が同じ問題に基づかると私は思ひます。大臣が見えたから、一つだけ本筋に上らなかつたものはほんとどないのあります。あらゆる基礎控除も、また全く放棄されておる現状についてどう思ひますか。

○原政府委員 た今回税率も飛躍的に改善されておるのにかかわらず、これらの問題についてどう思ひますか。

○横山委員 二十六年以降、これらの

もございまして、法律の問題でなしに、われわれの方で扱つておる問題もござりますので、便宜私からお答えいたします。現物給与関係の六百円の数字は、今主税局長の申されます通り、二十六年にきめております。それから定期の関係は、昨年一應現在のような姿に変えておるわけあります。

○横山委員 大臣が見えましたから、簡単にします。昨年変えたというのには、七百円の数字を直したのですか。

○渡邊政府委員 昨年まで、定期券の現物給与としてわれわれの方がしいて課税しなくてよろしいといった考え方をとつておりましたが、五百円だから、従来の姿ではおかしいじやないかといふお話をございまして、国税庁も研究して六百円に上げた、そういうわけでございます。

○横山委員 それは、電車の値段が上つたから上げたという自動的な計算です。今まで非常に至らない面がござりますと、二十六年以来七百円並びに五百円といふ基礎単価といふものは、上つて

ウブ勧告以来の大減税をするという今時期こそ一番適当ではないか、百尺竿頭一步を進めるべきときではないかと言つてゐる。あなたの方の言い分は、もうしばらく待つててくれと言われるが、しばらく待つてくれではない。それは百年河清を待つにひとしい。そこで私が例としてあげたのは、交通費の七百円なり、現物給与の七百円といふものが二十六年から放置されているのですが、そういうものも少しでも千円なり千二百円に引き上げる気持はないのか、そんなことはほんとうにたやすくないとするならば、せめて一步を進め放置されておる七百円の数字についても、あなたが言つておられる七百円といふのが、あまりこまかいものまでもおつかないとするならば、せめて公平を期して、将来にかけてこれは公平を期したい。しかしその公平を期するやり方は、申告所得者をきちんと自バーセン持はないのか、そういう一片の善政をしく気持はないのか、これを最後にお伺いいたしたいと思います。

○渡邊政府委員 結局、こういう問題だと思います。所得が全部つかまつてしまいます。所得が全部つかまつている前提に立つて考えていくべきかどうかといふ問題なんですが、事業所得に入つていかなければならぬ、こういふ問題になつてくるわけでござりますが、あまりこまかいものまでもおつかないとするならば、せめて公平を期して、将来にかけてこれは公平を期したい。こういう答弁であります。従つて、その程度で非常に少いということが特に言えるかどうかといふことは、われわれの方でどうと申しますのは、給与所得者の中でも、そうした現物給与を受ける人と受けない人とがあるわけでござりますので、現在のような制度になつていいわけがござります。従つて、その程度で非常に少いということが特に言えるかどうかといふことは、われわれの方でどうと申しますのは、給与所得者の中でも、そうした現物給与を受ける人と受けない人とがあるわけでござりますので、この金額をいたずらに上げると、その間においてさらに不公平ができる、いろいろ面でぶつかる面がござりますので、その場だけの問題として、これを明しまましたが、実は私そばで聞いてお聞きまして、われわれの方にその責任があるわけございまして、汗顏の至りにたえないような気持で小さくなつておきました。結局事業所得の課税などをおきまして、税務署の調査といいますのが、あるいは納税者の方にまじめな御説明をしたわけです。そこで、議論が少し水かけ論になつてきたわけですが少くとも今日千億の減税を行い、しかもその中で公平ということを最も中心として考えたものであります。私の言ひ方は、税法のある限りに入つて、時間がかかるけれども待つて、千円なり、千二百円なりにする気持はないのか、そんなことはほんとうにたやすくないとするならば、せめて公平を期して、将来にかけてこれは公平を期したい。こういう答弁であります。従つて、その程度で非常に少いということを例をあげてござります。従つて、その程度で非常に少いということが特に言えるかどうかといふことは、われわれの方でどうと申しますのは、給与所得者の中でも、そうした現物給与を受ける人と受けない人とがあるわけでござりますので、現在のような制度になつていいわけがござります。従つて、その程度で非常に少いということが特に言えるかどうかといふことは、われわれの方でどうと申しますのは、給与所得者の中でも、そうした現物給与を受ける人と受けない人とがあるわけでござりますので、この金額をいたずらに上げると、その間においてさらに不公平ができる、いろいろ面でぶつかる面がござりますので、その場だけの問題として、これを明しまましたが、実は私そばで聞いてお聞きまして、われわれの方にその責任があるわけございまして、汗顏の至りにたえないような気持で小さくなつておきました。結局事業所得の課税などをおきまして、税務署の調査といいますのが、あるいは納税者の方にまじめな御説明をしたわけです。そこで、議論

重要な問題でござります。勤労所得と事業所得の不均衡、これは住民税その他、地方の方で大体所得の状況がわかる方々のところで、特にその議論が多いのでござります。従つて税法の建設から申し上げますと、従来からある程度の控除をいたしておりました。これは、勤労所得は担税力が少くて、事業所得の方が担税力が多いという説明もありましたが、その陰には、ある程度所得の把握という問題もあつたと聞いています。勤労所得は担税力が少くて、事業所得の方が担税力が多いという説明いたしておつたのであります。その状況が、シャウブ勧告のときには二五%までやつたというお話であります。昔は、われわれが税務署長をやつていた三十年くらい前は、これは六千円までは二割五分、六千円から一万二千円までは一割控除という状況で

あつたのであります。控除についていろいろの問題がございましたが、シャウプ勧告のころにおきましては、事業所得の把握が非常にむずかしいという点もございまして、二五に一時的になつたかと思います。一方やはり把握の問題でございますから、事業所得の把握がだんだんよくできるようになつたといふことから一五に相なり、最近では二〇に相なつたのであります。しかもその二〇が四十万円程度のもので頭打ちといふふうな関係があつたのでござりますが、これを八十万円程度までにいたしまして、だんだん広げてはいるのをございます。従いまして、片一方では事業所得と勤労所得との権衡を考えながら、また片一方では、事業所得の把握について苛斂誅求があつてはいけませんが、できるだけ正確な所得を見出していくて、不均衡ありとせばそれを是正することが本筋ではないかと思ひます。これはやはり税収の関係があるのでござりますから、片一方を非常に考えますと、今度は全体の税率をかげんしなければならぬように相なりますので、今しばらく——主税局長と国税庁長官がどういうお答えをしたかわかりませんが、本筋いたしましては、まず事業所得の正確な把握に努めることが第一であり、またいろいろな事情を考えまして、担税力の点から控除の点を考慮していく、こういうことであろうと思います。今不均衡だからこそ、片一方の控除を多くせよといふことは、結論としてはまだ早いのではないかと思います。

でくらいは、税金が給与者もからなかつたでございましょう。大体当りますと、四十万から四十二万円ぐらいまで税金がかからなかつた、當時の水準で言うならば、そんなところでなければならぬと思ひうのです。今は圧倒的に給与者が税金を払つておる。きょう提出された資料を見まして、まさに政府もそれを認めておるわけです。今問題になりましたのは、税法上とそれから実際の徵稅の結果としての公平論、いすれをとるかという議論の中で、原さんの、やはり結果としての公平論ということにある程度考慮を置かなければならぬ、こういうふうな答弁でありますて、もしそうであるとするならば、今そういう不公平が存在する、それを将来において直すといいうなりますて、もしそうであるとするならば、今そのときにはたまたま落していい、こういうふうにならなければ、それがどのときにおける公平といふことが大事であります。五年たつたら公平になる、十年たつたら公平になるからそれで待つてくれといふ理論は、現実の問題として世間様に私は通用しないと思う。従つて今日の不公平をいかにするか、今日最終における不公平をどういうふうにするかといふことが現実の政策でなければならぬと思う。あなたもいつまでも大臣になつていらつしゃる気持もないのですようから、今大蔵大臣として、今日の不公平をどうするかということについて、十分に合わぬと思いますが、いかがでありましようか。

○池田國務大臣 建前としては、不公平になつて、いなくて、十分税法の規定によつて取つておると私は思ふのであります。この前の委員会では、なかなか取り過ぎておる、むちやをしておるというようなおしかりを受けたのでございまするけれども、もしほんとうに取つておるとすれば、私は権衡が保たれておる、つり合いがあると思っておるのであります。国税府長官が取つていないと言えれば別でござりまするけれども、建前としては、取り過ぎをいたしてはいけませんが、所得は税法に従つて取つておる、こういう前提に立つての議論でございます。十分取つていないとということになれば別でござります。

ます。従いまして、一つ私も協力いたしましたから、事務当局も問題の核心的確なところをそれないように、ますもつて要求いたします。

そこで問題は、過ぐる金曜日でありますたか、お知らせ制度の可否について、さらにまたその法律の基準について質問いたしました。しかるところ大臣は、しばらく大蔵省を離れておつたから、実情がいかがであるかはわかつていないと、御答弁であり、主税局長、また就任早々で徵稅方法の詳細にわたっては心得てはいないといり、きわめて無責任きわまる答弁でありました。従つて、実情、法律の根拠その他についての御調査を願つて、本日これについての御答弁を伺うことになりました。従つて、実情、法律の根拠相なつておつたのであります。そこで、このお知らせ制度なるものを行なつておる法律の基準は一体何であるか、まずこの点から大臣の御答弁を願いたいと存じます。

○池田國務大臣 御承知の通り所得稅法によりまして、稅務官吏は納稅者の所得を調べ得ることに相なつておるのであります。従いまして、この法律によつて調べ得るのでござりまするが、何分にも非常に数多い納稅者と、これにマッチするだけの人員その他のございませんので、従来は全部の納稅者の帳簿を実地に検査することなしに、稅務署の見込むところで決定の通知をしておつたのでございます。そんなりますと、かなり異議の申し立てその他非常にいざこざが起りまして、更正決定その他大へんな手数がかかる状況に相なつておつたのであります。こういう実際の面を見まして、稅務行政上の一つの措置といいたしましてお知らせ制度を

したがいいかどうか、前もって税務署の考え方を納税者に御通知申し上げて、もしそれについて御納得が行くなればそれによって申告を願うし、また御納得が行かない場合にはおきましては税務署とお話しになる、こういう制度を設けたらどうかというので、納税者のあるところによつては、どうぞございましょう、御意見いかがでございましょうということを聞いたのだそうでございます。しかるところ、お知らせございります。そこで税務署の方では、どうしようかといふことを協議の結果、税務署によつてやるところもありますし、やらぬところもあります。またやる税務署におきましても、青色申告は別でございますが、青色申告でない方々に対しても、全部には出さずに、ある程度従来の申告の状況を見て出しておる、こういう実情などをございます。従いまして、お知らせ制度自体は所得稅法の規定に基く、いわゆる職権によるものではございませんで、税務署の調査といふ行政上の手続の一端としてやつておると聞いておるのであります。

になつておるのであります。法律以外の執行はしてはならない。国家は、徵税機關に対し法律に違反をしての徵収、それから法律に定めていないとこれらの徵収方法、こういうことは敵に戒めておるのでございまして、さまたな事柄といえども、すべて立法事項にしておる、この点は一つ正確に御理解を願つておかなければならぬと存するのにはよらないでやつておる。そしてその御答弁のニュアンスをさぐつて参りますと、これは稅務職員に付与されおるところの調査質問権ですか、何をそういうようなものに関連をして、そういうような知らせをすることもありましたけれども、私どももこういう問題を取り上げる場合において、いろいろな關係法律、關係条項をいろいろと研究してみたのであります。が、なるほど稅務署員に対しても、そういうような推計調査、推計課税と申しますか、そういうような権限も付与されておる様子でありまして、また調査権限も、事前調査、また事後調査、いろいろあるようであります。これは確定申告を契機といたしまして、この二つに分れておるのであります。が、こういう法律で稅務署員に徵税率上の権限として付与しておる調査問権に関連をいたしまして、そしておかつ推計課税権もなし得る権限等もいろいろと考えましても、これは明らかに確定申告を行なつた後でなければ——あらゆるこれらの付与されておる権限を大幅に解釈をして、納税者が申告した後でな

ければ、そういうような、要するに所  
得額の査定権、決定権を持つところの  
税務署長が、そういうようなお知らせ  
を発し得るという法的根拠はありませ  
ん。これは明らかに法律に違反をして  
おる事柄であろうと思います。ただい  
ま大臣の御答弁の中にも、納税者に対  
して説明を発した、ある者は賛成の意  
を表し、ある者は反対の意思表示が行  
われておると言わればして、それは時  
期的にいろいろと条件があつたでござ  
いましょうけれども、明らかに法律  
に違反をしておる事柄なんであります  
から、これはこの際、全面的に廃止さ  
れる意思はないか。すでに全国におい  
て、そういうような通達をもし発して  
おるものがありとするならば、その税  
務署が発したお知らせをいうものは、  
法律上、また行政上、何らの権威のな  
いものであるから、従つて、納税者は  
そういうようなものに拘泥するところ  
なく、あくまでも申告納税制度の法律  
に準拠して自主的な申告を行なつても  
らうべきものであるという、大臣の一  
つ明確な意思をこの委員会を通じて明  
らかにされるの意思はないですか。  
この際重ねて御答弁を望みます。

題解決のために一つ論に合つていきましょう。私の主たる論点は、いと思うのです。私の主たる論点は、便宜的な行政上の措置によつて法律の原則がゆがめられておること、さういう弊害がないとしても、そういう心配をなしてはしないのです。なぜかならば、税務署が、あなたの所得はこれこれですと言つておるのです。しかも税務署は、要するに課税権を持つておる。あるいは国家権力を持つておる。そういうものが、あなたの所得はこれこれです、こういう達を公文書をもつて言つてきたのに、過誤申告をするならば、あとでどんな仕打ちをされるかもしれない、わざわざ脅かされる。これは必ず脅かされて、せつからく税務署が泣き泣き判を押すべしだといふことで、苦難訴求になつてくるおそれなしとはしないと思う。私達いなら、これは泣き泣き判を押すべしを一つ一つ制約して、お互いの理解に達したいと思うのでありますがあなたのこりうるやうなやり方は、すなはち、この申告納税制度の法律の原則をゆがめるの心配はごうまつもないと考えるか、あるいは少しでも心配があるかどうか、まずこの点を正直に御答弁が願いたいと思います。

ん、こらいうことを語尾に書けば、それが少くなるんじゃない。それから春日さんは、おびえる方はかりをおつしやいますが、やはり数多い納税者の中では、実は帳面も何もつけなかつたり、あるいは収支計算もしないし、充て上げただけくらいを書いているくらいのところもあり、千差万別なのでござります。そのときに、税務署の見込みは大体このくらいでござりますと言つたときに、ああそうだつたかと言つて、そのくらいあるんだろ? という場合もあるのでござりますから、私は一がいにこの制度がいかぬというわけではないんじやないか。そういう心理的に非常に威圧を感じるようなことを防ぐために、またお知らせの方もあらんじやないかと思います。

から、その「申告と調査と更正決定について」いろいろなところでアンケート調査が引いてあります。そこでこういふことが書いてある。「たゞ事業所の提出期限前に税務署からみた所得金額を御参考までにお知らせしたり、又税務署にお出でをいただいて御相談をすることがあります。しかし、この調査額は、税務署からみたものでありますから、もし税務署から示された額が御自分の計算した所得金額と違っているときは、「ここからが問題です。ここまでは大体大臣の御答弁とあまり隔てありませんが、その後たつた表現ではありませんが、その次は、「税務署の調査額の計算の基礎をお尋ねになるなり、また御自分の計算の方法を御説明になるなど十分お話し合いのうえ、お互に納得のいく申告をして下さい」問題はここに含まれております。すなわちあなたがおつしやつたような全然拘束力を持たないような、そんなものならば、何もそれに基いて税務署へ行って計算の基礎をお尋ねするほどの義務を負わしめる、こられめ、あるいはみずからそれに対しても反論を立てる義務を負わしめる、こういうようなことであつては、これは大臣の御答弁をそのままここに表現したまゝに国民がこれを理解するならば、御注意とは言えないであります。お知らせが来たからには、とにかく自ら的な申告ができない。あの文書をそのままに国民党がこれを理解するならば、それを持つて税務署へ行って、一体どういふわけでこういう税金がかけられなければならないかと言つて質問せなければならぬ。相手の言うことが納得さればならぬ。

ができないなれば、自分は、いやかくかく  
くの次第によつてこんなお知らせと  
交渉をせなければならぬ。その義務を  
負わしめておる。この通達は大臣の御  
答弁と全然違うではありますまへんか。企  
てんと、相手との間で非常に困難なる  
のであつて、自分で説明をするか、  
相手の説明を聞くか、それだけの義務  
を持たして、ここに縛りつけておる。  
これを何とお考えになりましようか。  
適切な通達であるとお考えになるかど  
うか、御答弁を願いたい。

が、部下がそういうことをやつたとすれば、それはすみやかに改めなければいけません。部下のやつた責任は大臣の責任になるのですよ。私だって日本語の解釈については日本における屈指の権威者であります。(笑声) 実際問題としてこの文章から受けたところでの理解が、納税者に対して拘束力をを持つものか持たないものか、私のこの日本語の解釈からいと、そういう感覚では絶対受け入れられません。この通りを受け取ったからは、すなわちお達せが来たからには、うつちやつておいては大へんだ。文句のある人は言いたいなさい。文句の言い方とは何ですか。税務署に行ってその担当官に対しても、この御説明を受けて、そうしてそれで自分が納得がいかなければ、なおかつ反論を戦わして、その納得のいく手続を踏むのでなければ、お知らせとして、この申告をして、この申告を戻すことは、わが国の納税制度は、要するに話し合い納税制度ではありません。これは申告納付制度なんです。話し合う必要なんか何もないのです。自分が申告をする、自分が確信を持って自主的な申告を行なって、それが脱税であったり間違っているならば、法律事項としてその法律の改廃権によって執行されなければならぬのであって、更正を行なわなければならぬ。法律をそのままにしておいて法律によらざる執行

をして、あなたの言われるところによると、申告納税制度と昔の賦課課税制度ですか、その中間の納得のいく納税制度なんて、話し合い納税制度、そんなばかばかしい納税制度というものを国はきめておりませんよ。大臣は徵税率で大きな責任を負われるから、便宜的にいろいろな方策はとらなければならぬが、その方策なるものは、法律に、違反をしてはならないし、法律の精神をゆがめない程度のものでなければならぬし、それだとしても、憲法第八十四条の規定によつて徵税は法定主義です。法律によらなければ何事もこれにならぬことができる。昔の代官や庄屋さんは、えいと口先、筆先でどんなことでも書けたのだが、昭和十二年に賦課課税制度から申告納税制度に變ってきたという歴史的事実を何と見るか、その点を一つ御答弁願いたい。

○池田国務大臣 春日さんのおっしゃる通りに、ただいまは申告納税制度でござります。その意味は、ここにも書いてあるのでございます。これは、税務行政上の便宜主義によりまして、一応納税者の方にお知らせした方がいいと申される方もおありなのでござります。またそれは、心理的に強圧感を覚えて、正当な申告納税の意思を阻害する、こういう方もおありでございましょう。従いまして、書き方についてはいろいろございますが、しんはそこであるのでござります。申告納税制度をこわす気持でやつておるのは、ございません。あくまで納税の便宜、申告の便宜をはかる予備手段であるのであります。こういう意味からして、取扱いが全国税務署によつて区々になつておると思います。これはやらなければならぬとか、あるいは全部やめるかといふような問題では私はないと考えておるのでござります。あくまで軽く実はこの問題を考えておるのであります。従いまして、お知らせが參りましても、これにとらわれる必要はございません。税務署においてになるならぬ、説明なさるなさらぬは御自由でござります。こういうことは、私ははつきり申し上げられると思います。

ない、自主的に御申告下さるのも自由、こういう工合に書き直して、あらためて通達を発せられる意思はないか、渡邊国税庁長官、何と考えるか。

○渡邊国税庁長官 この印刷物はすでに配付しておりますので、印刷物をこの際どうおこなうとする、事実上の問題として困難だと思いますが、大臣が答弁されました趣旨のことを全国的に周知せしめるような手段をとることは、考えていいと思います。

うことは、組合やいろいろな指導を通じてだんだんと知つてきました。現実に青色申告の普及も、そのデータが二〇%から今では六〇%にふえておるかと思うが、いずれにしても、そういう工合にふえてきておるのですよ。今こそ英断をもつてやめるべきなんですか。何か疑義があるなら言つて下さい。

○渡邊政府委員 春日委員のおっしゃるようすに、私が主税局長当時から、この問題についていろいろ御論議がありました。先ほども大臣が申し上げましたが、われわれといたしましても、このやり方についていろいろ御署におきましてもやつてはいますが、やらない方がいいというところはやらない。そのような意味におきまして、当時春日委員がこの問題を初めて取り上げになつたときに比べますと、お知らせをお出しうる対象なんかも、かなり実はぐつと減つてしまっているわけです。しかしされわれとしましても、現状をもつてこれでいいのだというふうにはまだ思つております。大体春日委員のおっしゃつておる方向に向つて漸次これを改善といいますか、あるいは整備といいますか、どちらの方がいいか、われわれもう少し研究したいと思いますが、考えて参りたい、かように考えております。

的影響が与えられてくるのです。そしてそれだけのものが現にふえてきているのです。私は調べて言っておるのです。現に昨年五十万の人はことし七十万、七十万の人は八十五万といふうにふえてきておるから、納税者にそろいう水増し課税、水増し申告が行われておるから、事態容易ならざるものとして、ここにその不退転の決意をもつて質問を行なつておる。だから、機械的に本年度においてこれをやらなければならぬと、いふことは、本年度において法律によらざるところの苛斂誅求、法律によらざる執行がなされる弊害が非常に顯著なものがあるという、こういう想定の上に立つて私はここに論議を行なつておるのであります。従いまして、私は三年前に渡邊さんと話をしたときは、これは癡義があることだから早くおやめなさい、しかしながら実際の納税者の知識も、納税知識というのも十分でないから、やはりそのためには、エデュケーションのしかるべき期間も必要であろう、啓蒙宣伝を大いに試みて、そして早期にこれを取りやめなさいと言つて、その論議を一応ペンドイングとして本日に至つておるのです。ですから、三カ年間経過した本日においてこれをなさなければ、今をおいて他にはないと思うのです。そういう意味で、第一に法律に基準がないからこれをやめるということ、もう一つ、私は実態論として申し上げたいのです。実態論の弊害がまことに大きさますか、むろん税務署がさまざまな調査を行なつて、そして業種、業態、地域における大体の所得の

標準率を調べられておる。従つてお知らせがそういうような標準率から推計をして発行されておる。私は大臣にお伺いしたいのだが、これは公正に見て、その立場を離れて、公正に客観的に判断すれば、その基準なるものは、いろいろは複雑多岐です、経費がたくさんかかる人からしない人、商売の上手な人、下手な人、それから取引先においては、貸し倒れがけたりできなかつたり、複雑多岐なのです。実際にあまりに条件が過ぎる、条件が多過ぎる中で、一つの基準をもつて、ぐつと当てはめていけば、そんなものは的中するものは千のうち一つか二つしかない、現実の問題として一つもなければあまらない。そういうようにお知らせがぱつといって、それにことごとく判を押したとしたならば、一つの面においては過小の人もあるし、一つのものについては過大のものがある、いずれにしても、これは合わないといふことです。税法は、所得のあるものに基準である。目安である。目安ではあります。それがことごとく条件が過ぎるのである。従つて、その個々の納稅者に対する所得額を的確に公正に把握するとは断じがたい、把握し得ない。従いまして、ある者について過大であり、ある者については過小である、これはことごとく税法の違反である。それを税務署が、その責任の半分を背負う形になつてくるのですよ。だから、私は法律の根柢に基いてこれにはいけない、法律違反の執行である

し、これはこれとして別の問題として、実際の面において、現実の面でも適切妥当なものではない、あるものには少な過ぎる、あるものには多過ぎるというようなお知らせをして、お寄せをするものが所得額の査定権、決定権を持つておる税務署長である限り、そういう所得のある者に課税をする、そういう者に脱税してもよろしい、過小申告が行われたものについては、脱税をした者に、査定権を持つ者がこれだけによろしいというのだから、そんなものは脱税に対する脅迫です。責任の一歩を国税庁が負わざるを得ないのです。だから、法律論として実態論としてもこれはいけないことですよ。池田さん、いけないことはやめようじやありませんか。お互に立場を離れてやめませんか。この際踏み切ってください。

ければしなくていい、こういうことで、今年は一たん出したものでござりますから、これでいつていただきたい。ただし、出しましたところにつきましては、今のこの質疑応答によります考え方を通知いたしておきます。

そして、来年からどうするかということもつと詳しく、あなたのおっしゃることはよくわかりますが、国税当局の者の意向ももう少し実地に聞いてみまして、この次の機会に、私が出られれば出ます。また出られなければ、国税庁長官からはつきり来年のことをお答えすることにいたしまして、きょうはこれで一つごめんをこうむつてはいかがでございましょうか。

して不当な被害を与えておる、こんなことをわれわれが黙つておれますか。今までは、予算上における所得税といふものは、特に私は申告所得税について言つておりますが、そんな大きな飛躍的なことがなかつた。けれども本年度は、とにかく相当国民所得がふえておる。こういうことで、現実に水増しが多いのです、実際水増しが多いのです。大臣がある程度協力なれば、われわれはまた協力するにやぶさかではない。だから、今出してしまつたものは仕方がない、私も不可能なことを言つたつて、架空の論議になりますから、問題の解決のために論議を先に進めますが、一つ大蔵大臣名でもつて渡邊国税局長官ではいけません。大蔵大臣名をもつてそういうお知らせを発しております国税局長に対して、このお知らせについては、法律上かつ実質上疑義がある、従つて、これについては今大臣がみずからその見解を述べられた趣旨に基いて、拘束力を持たざるよう、すなわちそのお知らせ額よりも下回つた自主的の中告があつた場合といえども、それに対して更正決定をなさざるより嚴重にそれを通達なさるの意思はないかどうか、そらして、その弊害をとにかくこの際未然に防ぎこの際早急にこれを防ぐ。なぜかといふと、本年度は国民所得がふえて、来年度は基礎控除、扶養控除、それから課税率の修正等でいろいろな変化があつたから、制度上の減税になつても実質上の増税になる、こういう立場で、この三月十五日から一ヶ月間ににおいて問題の処理をしなければならぬから、私はこのように執拗にこういう立場を固執し

ております。そこで、大蔵大臣から國税局長に対しても、本日の論議の趣旨を十分尊重されて、早急に嚴重なる通達をなされることは、ないかどうか。なされるならば、一応當面おさまるものとして私は質問を打ち切りますが、なければ私はあるまで言います。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げましたごとく、私は決してこのお知らせというものが拘束力を持つたり、あるいは心理的に悪影響を及ぼすようなことがあつてはならないという考え方でござりますので、ただいまこの国会で論議いたしましたことは、國民に対して申し上げると同じことに取り扱つておりますが、あるいは数多い中で徹底しないかもわかりませんから、今お話しのように、実は、大蔵大臣は國税局長に直接の監督権限はないのです。それで、國税局長官に私は通達を出しまして、國税局長官から各國税局長に依命通牒をすることにいたします。そして、午前十時より公聴会を開いて意見を聴取いたしたいと存じますが、議長に対する公聴会開会承認要求の手続及び議長の承認があつたときの公聴会開会に関する公示、公述人の選定等の手続等につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、これについて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさよろに決しました。

午前中の会議はこの程度にとどめまして、午後は二時から聞くことにいたしますが、なおその間に本会議がございましてので、本会議等の関係がございましたときには、本会議後に再開することにいたします。

そこで、國税局長官がぶつぶつ言つておつたのですが、お知らせいたしまして、更正決定は法の命するところによつていたします。これは一つ御了承願いたいと思います。とにかくお知らせの趣旨につきましては、ここで口頭ではいけませんので、さっそく文書で

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕

暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

○春日委員 大臣の良心に期待しく当局に善処を要望いたしまして、私の質問を終ります。

○山本委員長 この際申し上げます

が、公聴会開会承認要求の件についてお詫びをいたしたいと存じます。当委員会に付託されております歳入法案中、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の二法律案につきまして、来たる十三日午前十時より公聴会を開いて意見を聴取いたしたいと存じますが、議長に

昭和三十二年三月七日印刷

昭和三十二年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局